

平成31年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成31年3月4日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	林 茂
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	奥村 晴明
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永瀆 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪
9 番議員	小川 幸英		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
監査委員	林 健太郎
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重

建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 選挙第1号 | 板野東部消防組合議会議員の選挙 |
| 第4 | 町長の所信表明 | |
| 第5 | 議第1号 | 平成30年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第6 | 議第2号 | 平成30年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第7 | 議第3号 | 平成30年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第8 | 議第4号 | 平成30年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について |
| 第9 | 議第5号 | 平成30年度藍住町特別会計(下水道事業)補正予算について |
| 第10 | 議第6号 | 平成31年度藍住町一般会計予算について |
| 第11 | 議第7号 | 平成31年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について |
| 第12 | 議第8号 | 平成31年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について |
| 第13 | 議第9号 | 平成31年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について |
| 第14 | 議第10号 | 平成31年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について |
| 第15 | 議第11号 | 平成31年度藍住町特別会計(下水道事業)予算について |

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第16 | 議第12号 | 平成31年度藍住町特別会計（水道事業）予算について |
| 第17 | 議第13号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 第18 | 議第14号 | 藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 第19 | 議第15号 | 常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について |
| 第20 | 議第16号 | 藍住町財政調整基金条例の一部改正について |
| 第21 | 議第17号 | 藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第22 | 議第18号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第23 | 議第19号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第24 | 議第20号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 第25 | 議第21号 | 藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第26 | 議第22号 | 板野西部青少年補導センター組合からの脱退について |
| 第27 | 議第23号 | （仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設のピアノ購入に係る物品購入契約の締結について |
| 第28 | 議第24号 | （仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について |
| 第29 | 議第25号 | 町道の路線認定について |
| 第30 | 議第26号 | 指定管理者の指定について |
| 第31 | 議第27号 | 指定管理者の指定について |
| 第32 | 報告第1号 | 平成31年度藍住町土地開発公社の事業計画について |

平成31年藍住町議会第1回定例会会議録

3月4日

午後1時2分開会

○議長（森彪君） 寒さも緩み、日増しに春の気配も感じられる頃となりました。

本日は、平成31年第1回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます、ありがとうございます。

ただいまから、平成31年第1回藍住町議会定例会を開会いたします。

〔議長起立〕

○議長（森彪君） 議会を代表して、町民の皆様におわびを申し上げます。

昨年4月に奥村晴明議員が酒気帯び運転により摘発され、昨日には、矢部幸一議員が酒気帯び運転で摘発されるという現職議員の度重なる不祥事により本町議会の信頼は、失墜しました。

町民の皆様には、多大な御迷惑と御心配をお掛けしております。これから、議員全員が襟を正して、今後このようなことがないように、議会の信頼回復に向けて全力で取り組む所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。心から、おわびを申し上げます。

昨年の奥村議員の酒気帯び運転に対し、議会として二度にわたり辞職勧告決議を出しましたが、いまだにけじめをつけず、町民の皆様から、議会に対し、お叱りの声がある中、再びの不祥事、甚だ遺憾で、町民の皆様また関係各位には、心よりおわび申し上げます。今後におきましては、二度とこのような不祥事が起こらないように議員一同自粛し、気を引締め、町民福祉の向上に努めてまいります。本当に御迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。

〔議員一同起立し、頭を下げる〕

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

昨日、3月3日付けで議会議員、矢部幸一君から、一身上の都合により議員を辞職したいと辞職願が議長に提出をされましたので、3月3日付けで議員の辞職を許可いたしました。ここに御報告をいたします。

本日までに3件の陳情と1件の請願書の提出がありますので、お手元に陳情受付表及び請願文書表をお配りしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、本請願につきましては議会最終日に審議をいたしたいと思いをします。

○議長（森彪君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番議員、奥村清明君及び12番議員、平石賢治君を指名します。

○議長（森彪君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月25日までの22日間に決定しました。

議事の都合により、小休します。

午後1時6分小休

〔小休中に、各委員会を開催し互選する〕

午後1時29分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

矢部議員の辞職により、建設産業常任委員会副委員長、藍住町防災対策特別委員会副委員長、藍住町議会だより編集委員会委員長が不在となったため、委員会条例第8条第2項の規定により、各委員会で互選がされ、後任には、建設産業常任委員会副委員長に古川義夫君、藍住町防災対策特別委員会副委員長に徳元敏行君、藍住町議会だより編集委員会委員長に西岡恵子君、副委員長に林茂君を選任することに決定いたしました。

○議長（森彪君） 日程第3、選挙第1号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

日程第3、選挙第1号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

板野東部消防組合議会議員には、古川義夫君を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名をいたしました古川義夫君を板野東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました古川義夫君が板野東部消防組合議会議員に当選されました。ただいま、板野東部消防組合議会議員に当選された古川義夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（森彪君） 日程第4、町長の所信表明を行います。

高橋町長の発言を許可します。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 3月に入り、春の訪れを実感する季節になってまいりました。本日、平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今議会は、本町の1年間の施策を盛り込んだ一般会計予算などを提案いたしておりますが、議長の許可を頂きましたので、議案の説明に先立ち、所信や重点施策と

その取組方針等を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず最初に、藍住町総合文化ホールについては、予定どおり本年3月29日に完成をいたします。

平成31年度におきましては、4月に行政関係事務所の開設準備を行い、5月7日に保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会の事務所を開設したいと考えております。

また、文化ホール部門の開館時期につきましては、既存施設の解体及び緑地広場、駐車場が完成した後の11月初旬を予定しております。

文化事業の拠点施設として多様な催しを行い、町民の皆様に親しまれる施設運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてですが、地震災害等により本庁舎が機能しなくなった場合に備え、藍住町総合文化ホールを災害時の代替庁舎として指定する予定です。

文化ホール内の1室を災害対策本部として使用できるよう、事前に防災設備を配備し、どちらの施設からでも防災無線の放送や関係機関との相互通信ができるよう、整備を進めております。

また、総合文化ホールを供用開始後には、知的及び精神障がい者を対象とした福祉避難所に指定する予定であり、当該ホールの想定収容人数は、約230人となっております。

本町のアナログ防災行政無線につきましては、平成8年の運用開始から22年が経過し、老朽化が進み運用に支障を来す恐れがあることから、防災無線のデジタル化再整備事業の実施設計を進めているところであります。このほど実施設計が完了し、今年6月に入札、契約後、2か年で整備することとしております。

次に、藍の魅力発信プロジェクト推進会議において検討をしてまいりました、町内での藍作の実現について、昨年8月に地域おこし協力隊2名を委嘱し、この4月からは更に3名を追加で委嘱いたします。新年度からは、いよいよ町内での葉藍の栽培が始まります。町内に約60アールの農地を確保し、葉に加工するまでの作業場の建設も予定しており、隊員は、葉藍の栽培から葉に加工するまでの農作業や技術研修を受けながら、順調に進めば12月下旬には藍住町産の葉が完成します。

次に、観光交流資源魅力化プロジェクトの取組について申し上げます。本年度は10月21日に「インディゴコレクション2018」を町民シアターで開催いたしました。出演者全員が藍染めの衣装を身に着けランウェイで華々しく披露し、満席

となった会場全体で藍の魅力を存分に体感していただくことができました。

新年度は「インディゴコレクション2019」として、12月に藍住町総合文化ホールでの開催を予定しております。新しい会場での開催となり、今まで以上に多くの方に藍の魅力を感じていただけるよう準備を進めていきます。

次に、関西方面への高速乗合バス実証運行事業について申し上げます。明石海峡大橋開通以降、徳島と関西は高速バスという大動脈で直結しており、日々、多くの方々を利用されている中、藍住町に高速バスの発着場を誘致したいと考えておりましたがこれが実現いたしました。

3月1日、高速乗合バス停留所、ゆめタウン前パルス藍住で開催しました開通記念式典では、議員の皆様にご臨席を賜り、盛大に出発ができましたこと、厚くお礼を申し上げます。この度の藍住町発着の新規路線開設によりまして、関西方面への交通の利便性が大いに高まり、多くの皆様が御利用いただけることを期待しております。

また、藍住町と関西が直結されることにより、関西の方に藍住町を身近に感じていただくことはもとより、全国各地、更にはインバウンドの拡大にもつながるものであり、今まで以上に本町の魅力を発信してまいりたいと考えております。本事業が順調に進み、より充実したものに発展できますよう議員各位におかれましても、御理解、御支援をお願い申し上げます。

次に、子ども・子育て支援についてであります。今年10月から、幼児教育、保育の無償化が実施されることとなっており、現在、国会に関係法案が提出されております。具体的には、3歳から5歳児は、原則全世帯、ゼロ歳から2歳児は、住民税非課税世帯を対象に認可保育園、幼稚園等の無償化が図られることとなり、町といたしましても、実施に向け詳細な詰めを行い遺漏のないよう対応を図ってまいります。

また、ゼロ歳から2歳までの子供を在宅で育児を行っている家庭に対しましては、県と連携し、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター等で利用できる在宅育児応援クーポン事業を平成31年度中に実施し、在宅育児の負担軽減を図ることとしています。

放課後児童クラブにつきましては、年々利用希望者が増加しているところですが、今年度着手しました勝瑞児童館の増設工事、西部児童館の新設工事、更には、住吉児童館の駐車場整備は、いずれも4月から供用開始する運びとなっております。

保護者のニーズにしっかりとお応えしてまいります。

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターにつきましては、これまでも本町の母子保健事業の中核を担ってきた保健センターを中心に設置したいと考えております。

保健センターは、先ほど申しあげましたように、現在整備中の総合文化ホールに移転することとしており、まずは、業務に切れ目のないよう円滑な移転を行った後、子育て世代包括支援センターの体制、具体的事業等の制度設計を行い、平成31年度中の開設を目標に取り組を進めてまいります。

次に、グローバル人材育成学校支援事業ですが、本事業については、パルス藍住交付金を活用し、小中学校の児童生徒を対象に、将来、国際的な視野を持って活躍できる人材の育成を目的として新たに実施するものであります。具体的には、小学校においては、2020年度から本格的に外国語の授業が開始されるため、その準備も含め英語の専門的な知識を持ち、英語教育の経験も豊富な人材を確保した上で、町内小学校に支援員として派遣するものであります。

また、中学校においては、英語圏でのホームステイ及び学校交流などを体験する、海外研修事業を実施いたします。夏季休業中にオーストラリアに10日間、12名程度の生徒を派遣し、外国の生活、習慣、文化、考え方の違いなどを学んでもらうこととしております。

次に、幼稚園及び小学校の給食業務の民間委託について申し上げます。「給食・調理部門民間委託基本方針」により、これまでも藍寿苑、中学校、中央保育所の給食調理洗浄業務の民間委託を実施し、サービス水準を確保しつつ行財政改革の成果を得ているところです。昨年6月から、学校給食運営審議会を開催し、未実施の幼稚園と小学校の給食業務の民間委託について検討し、保護者アンケート調査結果や保護者説明会における様々な御意見も踏まえて、第2次藍住町学校給食運営基本計画を策定しました。この計画に基づき委託業者選定委員会を立ち上げ、公募型プロポーザルを実施し、書類審査と聞き取り等により、業務履行の確実性や受託実績、衛生管理体制などを丁寧に審査し、委託業者を選定いたしました。

4月から実施する初年度を単年度契約として、現在、引継ぎの準備を進めているところでございます。これからも、地産地消にも配慮しながら、安全・安心で、おいしい給食を提供するとともに、食育の場としても活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、青少年相談事業についてですが、現在は、本町及び板野町、上板町の3町により組織している板野西部青少年補導センター組合が中核を担っているところがあります。

しかし、昨年9月の議会全員協議会で御説明しましたとおり、当該組織の現体制では、3町をカバーしつつ近年の実情に応じた様々な青少年の課題へ対応が困難となってきています。

そこで、平成31年度から教育委員会事務局内に青少年相談室を設置することとし、青少年対策監や青少年に関する専門的な知見を持った職員を配置することとします。青少年相談室では、学校、保護者、生徒児童のニーズに応じた柔軟で迅速な相談体制を執るとともに、受動的ではなく能動的に相談対応できるよう取組を進め、様々な青少年課題への対策を充実させてまいりたいと考えております。

また、今議会で御提案させていただいております板野西部青少年補導センター組合からの脱退を御承認いただき、今後、青少年相談室に青少年対策機能を集約してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の健康づくりについてであります。急激な高齢化が進む中、高齢者の皆さんには、運動を日常の習慣にして、健康づくりと筋力アップを図ることで健康寿命を延ばし、生き生きした生活を送っていただきたいと考えております。

既に、今年度から65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない高齢者の皆さんに対して、ゆめタウン徳島内で一定以上の歩数をウォーキングした場合にポイントを付与し、商品券と交換できる健康ウォーキングポイント事業や、スポーツクラブで継続的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、あいずみスポーツクラブ年会費助成事業を行っております。来年度につきましても、これらの事業を引き続き実施するとともに、65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない高齢者の方に対して、OKスポーツクラブの温水プールを利用して行う講座利用料の一部を補助する健康すい水エクササイズ事業を開始する予定です。

次に、消費者行政についてであります。平成29年6月に、藍住町消費生活センターを開設し、専門相談員2名体制で、相談、助言、あっせん、未然防止を図るための啓発活動等に取り組んでいるところではありますが、消費者被害に遭いやすい高齢者の見守り活動を強化するため、去る1月22日に、藍住町消費者見守りネットワークを設立いたしました。今後とも消費生活センターを中心に、関係機関と有機的連携を図り、地域連携の輪を広げることで被害の早期発見、未然防止に努めてま

います。

次に、ふるさと納税についてであります。今年度、若手職員による、ふるさと納税推進プロジェクトチームを立ち上げ、充当事業や返礼品の見直しを行うとともに、私自ら、町出身の県外在住者のもとに足を運ぶ等、取組の強化を図った結果、寄付金額は、昨年度の150万円から、今年度1月末現在で、約1,720万円と11倍以上の実績となっております。今後とも、外部資金の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、平成31年度の予算編成方針について申し上げます。本町の財政指標では、経常収支比率が83.0%、公債比率が3.4%、財政力指数は0.71であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費率は4.4%、将来負担比率はマイナスであり、基準を下回っており、健全な状態を示しております。

一方で、急激な高齢化に伴う医療給付費や介護給付費の拡大、保育ニーズの高まりと無償化への対応、老朽化する施設の維持管理、大型事業に係る起債償還など、今後も厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。

平成31年度の予算編成に当たっては、こうした状況の中、国や県の動向、地方財政対策等を見極めながら、効果や必要性等を精査し、一層の効率化を図るとともに、選択と重点化を進め、厳しい財政状況ではありますが、教育や福祉の充実、産業の振興、また防災対策に取組、活力ある自立したまちづくりを、そして安全で安心なまちづくりに推進してまいりたいと存じます。

以上、私の町政に取り組む姿勢と考え方を申し上げましたが、議員各位におかれましては、この意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、所信表明といたします。

○議長（森彪君） 日程第5、議第1号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から日程第31、議第27号「指定管理者の指定について」の27議案及び日程第32、報告第1号「平成31年度藍住町土地開発公社の事業計画について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、これより、本日提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げてまいります。

議第1号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出から900万円減額し、総額109億1,800万円とするものであります。内容につきましては、年度末が近いことから、実績見込みにより歳入歳出の増減やこれに伴い調整を行うものであります。

歳出の主なものでは、総務費で早期退職者に伴い総合事務組合特別負担金1,750万円増額、高速路線バス実証事業補助金として200万円を増額、国の補正予算の関係で藍染普及促進事業費で勝瑞藍工房整備工事等に1,800万円、プレミアム付き商品券事業事務費として276万円計上しております。

民生費では、社会福祉総務費で、国保会計事務費繰出金2,000万円、国保会計基盤安定繰出金2,000万円、介護保険事業会計繰出金に3,000万円、障害福祉サービス給付費で3,000万円、国庫支出金等精算返納金1,100万円、それぞれ増額し、保育所総務費で施設整備が実施できなかったため、保育対策総合支援事業補助金1億3,894万円減額することといたしました。

衛生費では、予防対策費で風疹予防接種の制度化や予防接種の増加により720万円増額、中央クリーンステーション管理費で、し尿収集量増加に伴い業務委託料410万円の増額、合併浄化槽補助金は実績見込みで1,400万円減額することといたしました。

農林水産業費では、農業振興費の補助金等で実績見込みにより447万円減額することといたしました。

歳入においては、町税の個人町民税で1,000万円、法人町民税で3,000万円、固定資産税で600万円、軽自動車税で950万円、地方消費税交付金1,182万円、株式譲渡所得割交付金で1,365万8,000円、それぞれ増額し、たばこ税で3,500万円減額いたしました。

国庫支出金では、事業の創設により、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金403万円、プレミアム付商品券事業補助金276万円を計上、社会資本整備総合交付金7,712万円、地方創生推進交付金975万円追加交付決定により増額、事業費の見込みにより、子ども子育て支援整備交付金1億2,406万円減額することといたしました。

県支出金では、事業費の見込みにより、国民健康保険事業基盤安定県負担金1,000万円、障害者自立支援給付費県負担金800万円、徳島県知事及び県議会議員選挙委託金300万円それぞれ増額することといたしました。

寄付金では、ふるさと納税の見込みで1,513万円増額することといたしました。

繰入金では、退職手当積立金繰入金を1,750万円増額し、一般公共事業積立金繰入金8,508万円減額することといたしました。

諸収入では、板野東部消防組合前年度負担金精算に伴い1,021万円増額しております。

なお、繰越明許費として、12件の事業、総額にして2億4,900万円を平成31年度に繰越す予定にしております。

議第2号「平成30年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算については、歳入歳出とも2,320万円を増額し、予算総額を35億5,140万円とするものであります。

補正内容は、歳出においては、総務費を880万円、保険給付費を1,500万円、保険事業費を40万円それぞれ増額し、国民健康保険事業費納付金を100万円減額し、歳入においては、繰入金を4,000万円増額し、県支出金を1,680万円減額するものであります。

議第3号「平成30年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算については、歳入歳出とも4,180万円増額し、予算総額を26億5,140万円とするものであります。

補正内容は、歳出においては、保険給付費を5,384万円、諸支出金を146万円それぞれ増額し、地域支援事業費を1,350万円減額。歳入においては、国庫支出金を2,843万円、県支出金を2,782万6,000円、繰入金を3,000万円それぞれ増額し、介護保険料を2,000万円、支払基金交付金を2,445万6,000円それぞれ減額するものであります。

議第4号「平成30年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算については、歳入歳出とも2,281万円増額し、予算総額を3億5,581万円とするものであります。

補正内容は、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金を1,368万7,000円、予備費を912万3,000円それぞれ増額。歳入においては、後期高

齢者医療保険料を1,535万8,000円、繰越金を912万3,000円それぞれ増額し、繰入金を167万1,000円減額するものであります。

議第5号「平成30年度藍住町特別会計（下水道事業）補正予算について」は、予算総額の変更はなく、財源の組替えと所要額に応じた調整を行うものであります。

主な補正内容は、歳出については、一般管理費で委託料を180万円減額し、下水道建設費では、給料を260万円、職員手当等を214万円、補償、補填及び賠償金を300万円減額し、委託料を457万円、工事請負費を500万円増額するものであります。

歳入については、下水道負担金等を114万円、土木債を1,070万円減額し、下水道使用料を220万円、繰越金を947万円増額するものであります。なお、繰越明許費として、下水道建設費で1,410万円を平成31年度に繰越す予定にしております。

議第6号「平成31年度藍住町一般会計予算について」は、前段、所信表明の中で申し上げました予算編成方針に従い、通年必要とするものはできる限り当初予算において措置することを基本とし編成いたしました。前年度当初より8億5,000万円の増額となり予算総額を110億円とするものです。

歳出の主なものは、総務費については、会計管理費で公金収納業務委託及びコンビニ収納対応システム改修委託料で1,690万円を、企画費で、昨年度に引き続き観光交流資源魅力化プロジェクトの取組と藍染めファッションショー「インディゴコレクション2019」の開催等の事業として、地方創生推進交付金事業688万1,000円、地方創生事業で、赤ちゃん先生プロジェクトの費用として173万9,000円、藍のまちづくりを推進するため、地域おこし協力隊を導入し、藍染普及推進事業として、2,823万円、電子計算機管理費で、電子計算機や各種証明書の発行システム、戸籍や番号法に係るシステム等の維持保守や更新、また、セキュリティ対策などのため、8,146万5,000円、危機管理対策費では、防災用備蓄品や資機材の整備、木造住宅の耐震化支援などで4,868万3,000円、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業には、緑地広場・駐車場整備工事などで、4億3,900万円を計上いたしました。

選挙費では、4月の統一地方選挙で行われる徳島県知事選挙及び徳島県議会議員選挙費の平成31年度分933万5,000円を、また、7月に任期を迎える参議院議員の選挙のため、参議院議員通常選挙費として1,357万9,000円を、

また、平成32年2月に任期を迎えます藍住町議会議員選挙費として1,323万1,000円を計上いたしました。

民生費では、要援護者台帳システム改修業務で552万2,000円、国民健康保険事業特別会計への繰出金に合計2億4,766万円、後期高齢者医療費では、療養給付費負担金に2億6,000万円、広域連合事務費負担金に1,900万円、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金で7,855万円、介護保険事業特別会計への繰出金で、4億643万3,000円を計上。

また、昨年度からの事業で介護予防対策推進事業による健康ウォーキングポイント事業及びスポーツクラブ加入促進事業で286万6,000円を、また、今年度より新たな事業として健康すい水エクササイズ事業で102万円を計上しております。

このほか、障害者福祉費の障害者総合支援費として8億876万2,000円計上しております。

児童福祉費では、児童手当事業費扶助費6億7,380万円、保育園運営に係る扶助費6億725万円、病児病後児保育、延長保育及び地域子育て支援センター等補助金で2,922万8,000円、保育園整備事業補助金で2億4,717万円、今年度よりの新規事業として在宅育児応援クーポン事業費に715万9,000円、子育て包括支援センター事業費で312万8,000円を計上しております。

衛生費では、がん検診等各種検診等委託料に2,970万円、予防接種委託料に1億250万円、妊婦・乳児一般健康診査委託料に4,655万3,000円、子どもはぐくみ医療扶助費1億9,316万4,000円。

清掃費では、ごみ袋作成費に2,583万円、合併浄化槽補助金に3,037万円、また、西クリーンステーション管理費に4億4,557万9,000円、中央クリーンステーション管理費に2億530万9,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、若手の新規就農支援や農地利用集積協力金、経営体育成支援事業補助金などで2,016万円、農地防災事業の県営地盤沈下対策事業補助金には900万円、排水路改良など一般排水路改良費に、4,593万円、また地籍調査には2,578万8,000円を計上いたしました。

商工費では、商工業振興費で消費生活センターの運営費に679万9,000円、商工会への補助金や中小企業支援など併せて1,238万6,000円を計上いたしました。

土木費では、建設課現場業務の委託料5,852万4,000円、道路維持費に1,220万円、道路簡易舗装費では3,005万円、一般町道新設改良費には1,765万円、橋梁維持費では、橋梁修繕計画調査業務や鳴門藍住大橋橋梁修繕工事のため3,152万円を計上、都市計画費には、下水道事業会計への繰出金2億円を計上しております。また、昨年度の補正予算で新設いたしました防災総合推進事業（危険ブロック耐震化補助事業）については、今年度も継続して実施することとし、300万円を計上しております。

消防費では、常備消防費負担金については4億5,277万円、非常備消防費負担金は2,804万9,000円計上いたしました。

災害対策費では、防災行政無線の維持費等で1,331万6,000円、新たに同報系防災行政無線デジタル化整備事業として今年度事業費分1億4,200万円計上いたしました。

教育費では、学校教育施設長寿命化計画策定業務委託料として1,080万円、グローバル人材育成学校支援事業として960万円、総合文化ホール管理費、事業費で9,699万4,000円、青少年育成センター事業費で894万8,000円、東小学校体育館屋根改修工事で3,700万円、北小学校ナイター設備LED化工事で2,600万円、小学校給食調理業務等委託料で6,588万円を計上いたしました。

勝瑞城館跡整備事業については、勝瑞城館跡整備及び勝瑞城館跡南側倉庫改修工事など5,683万円を計上いたしました。

これら歳出に対する主な歳入につきましては、町税40億4,248万7,000円、地方譲与税が8,940万8,000円、地方消費税交付金については5億6,223万6,000円、内消費税引上げに伴う社会保障財源化分2億6,700万円となっています。

地方交付税は現段階では資産見込みも正確でないため普通交付税で12億円、特別交付税で1億円を計上いたしました。

国県の補助金については、歳出に連動しますが、合わせて26億2,676万6,000円を計上、町債は、交付税の振替措置である臨時財政対策債で4億円、また、同報系防災行政無線整備事業、文化ホール等複合公共施設工事などの事業債に5億730万円を予定しております。

そのほか、各事業の財源として、分担金及び負担金、諸収入などを見込んでいま

すが、歳入見込みに不確定要素が大きく歳入を抑えており、当初予算段階では基金からの繰入を退職手当積立金2,450万円と合わせて、4億9,250万1,000円を計上したところであります。なお、今後の歳入の確保や余剰金の状況により、補正予算におきまして、できる限り基金繰入の減額に努めてまいりたいと思っております。

議第7号「平成31年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」は、前年度と比較して1億3,200万円の増額で、予算総額を36億1,500万円といたしました。

歳出の主なものは、総務費を3,234万円、保険給付費を25億8,799万円、国民健康保険事業費納付金を9億4,350万円、保健事業費を2,975万円、諸支出金を2,110万円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を6億5,700万円、県支出金を26億2,074万円、繰入金を2億5,766万円、繰越金を6,900万円、諸収入を1,028万円とするものであります。

議第8号「平成31年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」は、前年度と比較して1億200万円の増額で、予算総額は26億6,700万円といたしました。

歳出の主なものは、総務費を3,189万2,000円、介護認定審査会費を3,912万8,000円、保険給付費を23億6,774万9,000円、諸支出金を8,719万7,000円、地域支援事業費を1億2,154万5,000円、予備費を1,946万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険料を6億6,220万円、分担金及び負担金を2,412万3,000円、国庫支出金を5億4,152万円、支払基金交付金を6億6,702万円、県支出金を3億5,700万円、繰入金を4億644万3,000円、繰越金を300万円、諸収入を566万4,000円とするものであります。

議第9号「平成31年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について」は、前年度と同額で、予算総額は790万円といたしました。

歳出の主なものは、介護予防支援に係る事業費として、賃金を374万6,000円、委託料を182万円とするものであります。

歳入は、790万円全額を居宅支援サービス計画費収入としております。

議第10号「平成31年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算について」

は、前年度と比較して2,700万円の増額で、予算総額は3億6,000万円といたしました。

歳出の主なものは、総務費を379万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を3億5,262万6,000円、予備費を267万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を2億7,849万4,000円、繰入金を7,855万円とするものであります。

議第11号「平成31年度藍住町特別会計（下水道事業）予算について」は、前年度と比較して2,600万円の減額となり、予算総額を3億9,800万円とするものであります。

歳出の主なものは一般管理費では、委託料2,100万円、施設管理費では、負担金、補助及び交付金4,900万円、普及促進費では、負担金、補助及び交付金570万円、下水道建設費では、委託料2,900万円、工事請負費8,800万円、補償、補填及び賠償金200万円、償還金では、償還金、利子及び割引料として1億7,050万円を計上。歳入では、下水道負担金等480万円、下水道使用料6,124万円、下水道費国庫補助金4,500万円、一般会計繰入金2億円、土木債を8,590万円としています。

議第12号「平成31年度藍住町特別会計（水道事業）予算について」は、収益的収入では、給水収益、受託工事収益、工事分担金、長期前受金戻入等で5億2,669万1,000円、収益的支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費などで5億2,383万円を計上し、消費税抜きで112万7,000円の当年度純利益が見込まれています。

資本的収入においては、工事負担金等で402万円の収入を見込んでおり、資本的支出では、老朽管の布設替工事や浄水場設備の更新などを予定しており、建設改良費、固定資産取得費、企業債元金償還金など合わせて資本的支出は、2億3,219万円を計上し、2億2,817万円の不足を生じますが、当年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額等により補填をいたしたいと考えております。

水道事業の運営につきましては、安全な水の安定供給を図りながら、健全な事業運営に努めてまいります。

議第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の超過勤務の上限等に関する措置等を踏まえ、本町の職員についても国に

準じ改正が適当と考えるため条例の一部改正するものであります。

議第14号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第15号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の特別職の期末手当が改定されたことや各町の動向を踏まえ、議会議員及び常勤特別職の期末手当についての支給月数を上げるよう本条例の一部を改正するものであります。

議第16号「藍住町財政調整基金条例の一部改正について」は、ふるさと創生積立金に関しては、設置の当初の目的を達成し、今後の活用見込みは低いことから当該積立金を廃止するものであります。

議第17号「藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、藍住町コミュニティセンターを教育委員会による管理運営とするため改正するものであります。

議第18号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、国民健康保険事業において、被保険者が負担すべき費用として徴収する国民健康保険税に不足が生じる見込みであるため賦課率を見直す改正を行うものであります。

議第19号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、介護保険法第142条に基づき、市町村は、条例で定めるところにより特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができることとされており、刑事施設の被収容者等に対する減免規定を加えるため本条例の一部を改正するものであります。

議第20号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、利率の見直しや保証人制度及び償還方法の改正を行うものであります。

議第21号「藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の制定について」は、福祉センター周辺施設の機能を複合した新施設として整備する藍住町総合文化ホールのしゅん工に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2の規定により設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

議第22号「板野西部青少年補導センター組合からの脱退について」は、平成33年3月31日に限り板野西部青少年補導センター組合から脱退したいので、地方自治法（昭和22年法律第67条）第286条の2第1項の規定により提案するものであります。

議第23号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設のピアノ購入に係る物品

購入契約の締結について」は、藍住町総合文化ホールコンサートグランドピアノを購入するに当たり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議第24号「(仮称)藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」は、平成29年3月22日締結の(仮称)藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事請負契約の変更請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決をお願いするものであります。

内容を申し上げます。1. 事業の名称、(仮称)藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事。2. 変更後契約金額、39億4,146万円、内取引に係る消費税及び地方消費税額、2億9,196万円。3. 今回変更による増額、1億6,686万円。内取引に係る消費税及び地方消費税額、1,236万円。4. 契約の相手方、住所・高松市番町三丁目8番11号。西松建設株式会社、四国支店代表者、支店長・田中顕二でございます。

なお、本議案につきましては、少しでも早い変更契約の締結により、建築工事の施工や事務処理を円滑に実施するため、本日、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議第25号「町道の路線認定について」は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。今回認定をお願いするのは、宅地開発に伴い道路の寄附を受け、新たに町道として認定する1路線です。

議第26号「指定管理者の指定について」は、現在、社会福祉法人藍住町社会福祉協議会に指定管理者の指定をしております児童館7館、藍住町勤労女性センター、及び藍住町老人福祉センター、藍翠苑の指定期間が満了を迎えることとなりますが、これまで善良かつ適切に管理業務がされており、選定基準を満たしていると判断されることから、引き続き指定管理者に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

議第27号「指定管理者の指定について」は、現在、一般社団法人藍住町観光物産協会に指定管理者の指定をしております、藍住町歴史館「藍の館」の指定期間が満了を迎えることとなりますが、これまで善良かつ適切に管理業務がされており、選定基準を満たしていると判断されることから、引き続き指定管理者に指定するこ

とについて、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日提案いたしました議案につきまして、その理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定、あるいは、町道の認定など、行政運営に係るもの、住民生活に直結したものなどであります。何とぞ、十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願い申し上げます。

また、これらの議案のほか報告案件として、藍住町土地開発公社の平成31年度事業計画を添付し、報告をさせていただいております。なお、土地開発公社については、当面は用地の先行取得を行う予定もないことから、活動を休止状態にしているところであります。後ほどごらんいただき、一層の御理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森彪君） ただいま、上程されました議案のうち、日程第28、議第24号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」は、町長の提案理由の説明にもありましたように、先議事件として早急な議決を要しますので、日程の順序を変更し、先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第28、議第24号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」を先に審議することに決定しました。

お諮りします。議第24号につきましては、早急な議決を要しますので、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第24号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」は委員会付託を省略することに決定しました。議第24号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」を議題にします。これより担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

〔小休中に、近藤社会教育課長、補足説明する〕

午後 2 時 2 4 分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第 2 4 号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 2 4 号「（仮称）藍住町文化ホール等複合公共施設建築工事の変更請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 続きまして、ただいま可決されました、議第 2 4 号を除く、議第 1 号から議第 2 7 号は、先ほど、提案理由の説明がありました。上程されております 2 6 議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

議事の都合により、小休します。

午後 2 時 2 5 分小休

〔小休中に付託表を配布する〕

午後 2 時 2 9 分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。ただいま、議題となっております 2 6 議案については、会議規則第 3 9 号第 1 項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 2 4 号を除く、議第 1 号から議第 2 7 号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（森彪君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため 3 月 5 日から 3 月 1 1 日までの 7 日間を休会としたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 5 日から 3 月 1 1 日までの 7 日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、3 月 1 2 日午前 1 0 時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午後 2 時 3 0 分散会

平成31年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成31年3月12日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	林 茂
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	奥村 晴明
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永瀆 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪
9 番議員	小川 幸英		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
監査委員	林 健太郎
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重

建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

7番議員	西岡 恵子
10番議員	林 茂
9番議員	小川 幸英

平成31年藍住町議会第1回定例会会議録

3月12日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは3名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森彪君） それでは、まず初めに7番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。質問に先立ち議会冒頭、議長から町民の皆様、また、理事者関係各位の皆様には、再度の同僚議員の不祥事に対し、議会として謝罪を申し上げたところでございますが、本議会に身を置くものとして、私からも重ねておわび申し上げます。

それでは、質問に移ります。理事者には、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

通告書の質問事項1、教育事項、制服とLGBTについて。頂いた制服の資料より、私の感想は、南小学校の夏の服装、白を基調とした自由選択性の導入、特に女子の夏冬共通で下服に黒色、紺色長ズボン、黒色ジャージ、男子と同じ物が着用できる状態が分かり、期待を持って北小、西小、東小、と目を通しましたが、厳寒期や体調により体育時のジャージ、夏服の下服を自由服でも可、が僅かに子供たちに配慮した服装かなと感じたところです。

しかし中学校になると、服装規定は厳しく、事細かに決められており、女子はスカート、男子はズボンの開校当時から変化なしの印象です。まず、小中学校の制服の現状について、説明を求めます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 西岡議員の質問にお答えいたします。質問内容は、制服を含めたLGBTへのきめ細かな配慮というふうに理解をしてお答えいたします。確認しましたところ、本町小中学校では、今のところLGBTなどの性的マイノリティーと認められる児童生徒は、在籍していないとのことであります。本人や家族からの表明がないだけでなく、教師が気づく範囲でも見当たらないということでもあります。しかしながら、全児童生徒の5%から7%存在するとも言われております。性的マイノリティーでありますので、表明できないままに苦しんでいる例があるという可能性も否定できません。また、今後そういう苦痛を抱えている児童生徒が、自己の性の不都合を表明する例が増える世の中になることも予想されます。私たちは人権擁護の観点から、これら子供たちの苦痛を取り除くための環境づくりや啓発に取り組んでいく必要があると思います。今後の大切な一課題として認識しているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。対象生徒がないということで現在対応はしていないとの答弁だったと思います。教育長も言われたようにLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）いわゆる性的マイノリティーの児童生徒らへの対応のことなんですが、教育長が言われた5%から7%という数字を挙げていただきましたが、私が調べた電通の調査によるとLGBTは、最近では新聞等でも取り上げられております。認知度は、68.5%、その対象者は、8.9%と言われております。先ほど対象者は、本町の学校にはいないということでしたが8.9%としても30人。学級だったら二、三人いるとしての対応をすべきと考えます。

文部科学省は、2015年以降、学校現場に対してLGBT性的マイノリティーの児童生徒へのきめ細かな対応を通知し、特に相談を受けた際のサポートチームの設置やプライバシーの配慮などを求めており御承知のとおりです。具体的事例として制服、トイレについての配慮のほか、児童生徒が希望する呼称を使う、水泳は補習として別日に実施、又はレポート提出で代替するなどが挙げられています。LGBT調査の結果いない、と言っても、やはり外見から見ても分からないし、先生お一人の対応では、なかなか見つけることができない。今の現状だったら、それを言

葉にすると、いじめ対象になるかもしれないというようなことが潜んでおります。制服を含め早急にきめ細かな配慮が必要と考えます。今後の対応について答弁を求めます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 再問についてお答えいたします。議員さんのほうから8.9%という数字を挙げられました。この問題は、ほかの人権問題に比べて啓発が遅れており、自分自身が性的マイノリティーでありながら、それに気づいていない場合も多いと考えられています。8.9%の中には、そういう方もずいぶん含まれておると考えるのが妥当ではないかと思えます。

既に気づきながら表明できず苦しんでいる児童生徒が存在すると仮定して、これを把握することは重要であると思えます。しかし、新しい差別を生む懸念もあり、その方法については慎重に考慮する必要があります。

今後は、関係機関とも連携しながら、この問題についての見識を深め、関係者と共有しながら対応を検討していきたいと思えます。以上、答弁といたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。教育長さんがおっしゃるように非常に繊細な問題だと考えております。この制服の問題については、県外において選択的で服を決められる自由化の方針をとる学校も出てきています。LGBTを強調するのではなく、誰にも配慮した特定の誰かが目立つことのないように全ての児童生徒が大事にされるような対応をお願いしておきます。

特に中学校の女子はスカート、男子はズボン。ここでも非常にそういう生活を送ってきた方から聞くとスカートを履きたくないのに女子だからスカートを履かなければならない、非常に苦痛だったということを言われております。この問題は、女子に対しては、ズボンを履いてもいいよという選択性がすぐにでも取り組めるのではなかろうかと思えますので、どうかPTA関係各位と協力しながら制服の問題について、今一步前に進めていただきたいとお願いをしておきます。

続いて、学校現場への携帯やスマートフォンの持込について、お尋ねします。文部科学省は、これまでに携帯やスマートフォンの持込については原則禁止をしており本町もこれに準じておりました。しかし、近年頻繁に起きている災害時の対応、

子供の安否確認のための連絡手段確保のために文部科学省は、見直す方針を示しました。本町の現状について尋ねます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 携帯、スマートフォンの学校への持込みに関する御質問にお答えします。

まず、小学校の現状から申し上げますと、基本的には、通学時の危険などの理由で保護者からの申出があった場合、取扱いに注意することを条件に許可する場合がありますということであります。許可している児童数は、学校によってまちまちですが、10名から40名程度であります。藍住中学校でも小学校と同様の対応をしており6名が持参しているとのことです。なお、東小学校と東中学校は許可しておらず、持込み数はゼロとのことです。

昨年の自然災害の多発によって、携帯、スマートフォンの活用が注目されるようになり、大阪府がいち早く許可を含むガイドライン案を作成しています。

しかし、この携帯、スマートフォンの持込みについては、考慮すべき問題が幾つかあります。一つ目は、災害弱者である小学校低学年の所持率が低いということです。本町は、現時点でおよそ一、二割程度です。二つ目は、深刻な問題となっているスマートフォン依存の増加や関連する事件が多発していることです。三つ目は、許可することで携帯、スマートフォンの所持率が急上昇し、二つ目に申し上げた懸案の問題の拡大が予想されることでもあります。こうした問題点があることを考慮すると、家庭教育を含めた子供たちの情報モラルの向上が優先されるべき課題だと考えます。子供たちを取り巻く危険は、自然災害だけではないということであります。子供たちを自然災害から守る手段については多角的に考えていく必要があります。携帯、スマートフォンの活用も今後、選択肢に入ってくる可能性は十分あると考えますが、問題発生が懸念される現時点での携帯、スマートフォンの拙速な学校への無条件の持込み許可は、今のところ考えておりません。以上、御答弁申し上げます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。再問をさせていただきます。先ほど教育長も言われたように一部保護者からの申出により認めている場合があるが全体としては、認めていないということでした。理由として、災害時だけ

が危険な状態でないということを挙げられておりました。教育長も言われておりましたが、2月19日に文部科学省が携帯、スマートフォンの学校持込の禁止を見直す方針を出した以後、報道によるとその賛否が分かれています。私もいろいろネットで調べてみました。

大阪府においては、「自然災害が多発する中、子供の速やかな安否確認のツールとして認めなければ仕方がない。」と知事のコメントです。急増する子供たちのネット依存、犯罪被害に巻き込まれる可能性やいじめの原因、家庭の経済事情で携帯を持ってない子供などへの配慮などなど問題山積です。しかし、これからの社会において切り離すことができない生活の一部になるであろう携帯やスマホを子供から遠ざけることは、無理な社会状況です。学校現場で教育の一環として、今以上に取扱いの勉強、ルール作りが必要と思います。家庭と学校、地域住民、これらの連携で子供たちをスマートフォンの被害、あるいは取り巻く環境から守ることが大事と思いますが、その体制が取れるのか問います。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 再問にお答えいたします。インターネットやスマートフォンに関連する問題行動は、既に、本町の子供たちの間でも起こっています。

スマートフォン依存の様子も数多く伝わってきます。こうした問題に対応すべく、教育委員会と学校は、PTA連合会にも協力を求めて、これらの適切な扱い方について啓発を続けてきましたが、十分な効果が上がっているとは言えない状況です。

本年度は問題の低年齢化に対応すべく、小学校に上がるお子さんを持つ保護者向けに、初めて4幼稚園で、啓発の講演会を開催いたしました。この問題が今の子供たちを取り巻く重大な問題である以上、携帯、スマートフォンと子供との関係については、もっともっと検討していく必要があると考えます。今後、十分検討してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。本当にこのIT関連事業の進展は目まぐるしく、とても私なんかはついていけないのが現状です。どちらかという子供に教えてもらっているというのが現状でございます。その中で、この便利さを追求、便利さの裏には影がある、そこのあたりをきちんと認識をさせる、使い方

をきちんと教育しなければ、段々被害に遭う子供たちも出てくるのではなかろうかと思っておりますので、低年齢のときからのスマホの使い方教育現場として頑張っていたきたいと思います。

親御さんの中でも、なかなかきちんと使いこなす被害状況たるものが十分理解されていない方もおられるのではなかろうかと思っておりますので、専門家の話、私も以前に携帯、スマホについての光と影ということで一般質問をしたこともあります。本当に目に見えないところでの事件、一旦アップをすると世界中に広がっていくというような、本人はそこまでなっていると考えなくても世界中に画像等が広がっているという怖さを、どうか子供たちに教育現場で教育されるようお願いしておきます。

続きまして、中学校における就学援助費について質問をいたします。要保護、準要保護就学援助費の入学前学用品等について。これについては、一昨年、昨年と提案したところですが、入学前学用品等の援助費の支給は新学期が始まり、一学期末ということでした。入学前に間に合うようにとのことで、12月議会で補正予算を組みましたが、支給はされたのでしょうかお伺いいたします。

○議長（森彪君） 森教育次長。

〔教育次長 森伸二君登壇〕

◎教育次長（森伸二君） 中学校における就学援助費について、御答弁させていただきます。来年度分の新入学学用品費については、対象者が47名、1人当たりの支給額が4万7,400円、支給総額が222万7,800円になります。

なお、新入学用品費の入学前支給に必要な経費については、12月補正予算で既に計上していますので、三学期末に支給することとしています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） この対象者47名で3月末支給ということでございます。今までだったら一学期末に入学前学用品等の支給を受けていたところですが保護者にとっては、春休み中に何とか学用品の準備ができるのではなかろうか、家計が助かることと思っております。小学生については、以前中学生の入学前支給の実施状況を精査の上検討をするとのことでしたが中学生同様、小学生においても入学前の支給を求めたいのですがいかがでしょうか。

○議長（森彪君） 森教育次長。

〔教育次長 森伸二君登壇〕

◎教育次長（森伸二君） 再問にお答えさせていただきます。

小学生の新入学用品費の入学前支給については、以前にも御答弁させていただきましたように今回の中学生の支給を実施するというので、その状況を精査していきたいと考えています。今後については、その状況を見た上で支給について前向きに検討したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 小学校については、現在の中学校の事務処理を精査して検討をしていくということでございます。小学校については、非常に事務量が煩雑とは思いますが、入学前支給となりますよう重ねてお願いしておきます。

続きまして、2福祉事項、児童虐待について質問いたします。新聞やテレビで報道され、後を絶たない児童虐待について、心を痛めております。抵抗できない幼い子供になぜ暴力を振るうのか、保護者はしつけと称して、限界なく暴力を振るい、死にいたらすことも最近多いように感じています。

本町においても、児童虐待があるのではと心配するところですが、その実態について尋ねます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 西岡議員さんの質問に御答弁させていただきます。

児童虐待につきましては、平成12年に「児童虐待防止法」が成立し、その後も、同法律並びに児童福祉法が、数回にわたり改正をされました。児童虐待の定義の見直し、行政、関係機関、民間団体の連携強化、通告の義務化とその範囲の拡大、立ち入り調査の強化、児童相談所全国共通ダイヤル189の開設など、取組が強化されてきたところであります。しかしながら、先般の千葉県野田市の痛ましい事案のように、児童虐待は、後を絶たないという状況にあります。

法の中には、児童虐待の予防及び早期発見、児童の自立支援まで、各段階における国や地方公共団体の責務が盛り込まれており、藍住町でも、平成17年に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図ってきたところであります。

特に、児童虐待は初期対応が重要であると考えており、警察や医療機関等から通告を受けた場合はもちろんのこと、児童及び妊婦に係る相談や保健事業の中で、児童虐待が疑われるケースが発見された時には、状況に応じて聞き取り調査の実施や町と関係機関による個別ケース検討会議を迅速に開催しております。

平成29年度には、個別ケース検討会議を7回、今年度も5回開催しており、方針の検討及び情報共有を図るとともに、児童相談所である県中央こども女性相談センターに情報提供又は通告を行い、連携して継続的な対応を図っているところであります。

児童虐待防止法第3条には、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない」と明記されており、町としましても、児童虐待は絶対に許さないという強い意志のもと、今まで以上に、早期発見、早期対応に努めてまいります。併せて、虐待予防の視点から、子育てを行う父親、母親を孤立させないための子育ての相談やサポートができる支援体制、専門性の強化にも注力し、総合的な虐待防止及び子育て支援に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。予防、早期発見に努めていると。平成17年に対策協議会を設置。平成29年、平成30年にはケース会議をし、連携して対応しているとの答弁であったと思います。

本町の子供に対する相談件数については、増加傾向の様子、残念で何とかしなければの思いです。本町は、急速に人口増となり、都市化現象が進み地域コミュニティが軟弱、共働き家庭が多く、核家族化が進み、隣近所との人間関係が希薄、孤立化、そんな中での子育て状況。親のストレスが子供への暴力、また虐待の陰にDVの疑いもあると聞きます。DVを受けている家庭は、虐待を受けている事例が多いとのことで、国もDV対策と連携強化を打ち出しています。総合的対策が必要と考えます、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 再問に御答弁させていただきます。先ほども申しましたように国におきましては、児童虐待防止に向け児童虐待の発生予防、発生時の迅速、的確な対応、虐待を受けた子供の自立支援などの取組をされているところです。

本町におきましても、保健センターにおいて妊娠届け出時や妊婦健診、乳幼児健診等などで、出産、育児に不安のある方に対して、早期に必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り支援を行っております。

また、福祉課においても、中央こども女性相談センターや保育所、幼稚園、小中学校等、対象者に応じた関係機関との連携を行い、それぞれが情報共有することにより、支援がスムーズにいくように調整に努めております。今後も、悲惨な事件が発生しないように児童虐待防止に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。関係機関との連携を強め予防、早期発見をして本町からは、絶対にこのような世間を騒がしているような事件が起こらないように是非お願いをしておきます。

それと、本町のDV相談、先ほど言いましたがDVの被害者と家庭内虐待、暴力を振るうのとは連携している。その可能性が強いということで国のほうも連携強化を言っておりますので是非、調査をし、総合的対策を立てていただくようお願いをしておきます。

最後に、3環境事項、持続可能な開発について質問いたします。持続可能な開発目標、SDGsについての取組みについて。これは、2015年に国連サミットで採択されたもので、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標を掲げているものです。

〔西岡議員、資料を掲げる〕

私もプリントアウトしてきましたが、理事者の皆さん、行政マンの皆さんは御存知のことと思います。一般的に認知度が14%ということでございます。胸にバッジもつけていますが、このようなものをつけて啓発をしているという方々も段々と増えてまいりました。

日本においては、持続可能な開発目標SDGsについての取組は、2016年5月20日、安部総理が本部長で持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合が開催、持続可能な経済、社会づくりのため、国際社会のモデルとなるような優れた実績を積み重ね国際社会をリードしていくとしています。この中で、総体的な問題として取り上げなければならなかったのですが、環境のところは一番大事ですので本

日は、環境事項として取組はどうかということについて尋ねます。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、西岡議員さん御質問の持続可能な開発目標、SDGsの取組についてでございますが、持続可能な開発目標は、2030年に向けた環境、経済、社会について17のゴールです。近年、国や地方自治体、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっているところであります。持続可能な開発目標とは、あらゆる分野における目標であり西岡議員さんの御質問については、その中の環境分野についての御質問であろうかと思っておりますので、ここでは本町においてのごみの資源化、減量化の取組の現状について御報告をさせていただきます。

近年において、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造は、私たちの生活に豊かさをもたらした反面、地球温暖化や天然資源の枯渇など、様々な地球環境問題を引き起こしてきました。そこで、私たちの生活様式や経済活動方法を見直すことで、天然資源の消費が、抑制され、環境への負荷が軽減される資源循環型社会の構築が必要とされております。

本町では、西クリーンステーションでの中間処理場を拠点として、ごみの資源化、減量化、適正処理に努めてまいりました。具体的には、家庭系ごみは、住民の皆さまの御協力により4分別11品目の分別収集を行い、古紙類、ビン類は、資源化処理をしています。廃プラスチック類は、民間施設で固形燃料化し、金属類、缶類、ペットボトル等についても民間施設で再生処理をし、また、古着類の回収等によりリサイクルの向上に努めております。住民の皆様におかれましては、一人一人の取組やライフスタイルが直結してきますので、生活ごみの水切り、レジ袋の削減、リサイクルしやすい製品の購入、分別排出のルールへの遵守など身近にできることから実践していただくことが大切であります。住民の皆様自らが、ごみの排出者であるという意識を高め、減量や再使用、資源の分別排出において中心的な役割を担っていただくことが重要であると考えております。

次に、行政の役割といたしましては、住民や事業者と連携しながら、循環型社会を構築するための仕組みづくりに向けて、更に積極的に取り組んでまいります。具体的には、ごみの資源化、減量化を推進するために広報やパンフレット等による啓発、児童生徒への環境教育の推進、資源回収方法の整備と充実、ごみの発生抑制

と再使用、再生利用の促進、不法投棄の防止、国、県、他市町村との連携、生ごみ処理機、生ごみ処理容器の普及等に努めている現状でございます。

今後も、住民の皆様と行政が協働し、藍住町の環境保全に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 再問をいたします。この度は、環境の中でごみの資源化、減量化、地球環境問題に積極的に取り組んでいく。今後の取組は、さらにごみの資源化、減量化を住民と行政が協働して取り組んでいくと。地球にやさしいごみ問題へと発展をしていくとの答弁だったと思います。

身近にできることから、例えば、台所のごみを水を切って出す。本当に簡単な話です。しかし、それをするかしないかでは、焼却場に持って行ったときの燃え方が違ってくる。住民一人一人がSDGsにつながっているということを確認いたしました。SDGs実現に向けて積極的に活動する自治体をSDGs未来都市として政府が選定しています。徳島では、昨年上勝町が選定され、上板町の高志小学校もSDGsの達成を目指しているとのこと。SDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための17の目標です。本町もさらに取組をすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（森彪君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、西岡議員さんの再問について、私のほうから答弁させていただきます。まず、SDGsの今後の取組ということの御質問であったと思いますが、担当課長より環境面での当町の取組等につきまして答弁をさせていただきました。議員御指摘のとおり、環境面等におきまして、当然取り組まなければならない課題であると認識しております。SDGsの早急に計画することは少し困難でありますけれども、取り分け本町では、経済、社会、環境、の分野におきまして将来計画や基本方針を策定したものが、藍住町総合計画でございます。10年ごとに策定いたしまして、現在、第5次藍住町総合計画を平成28年3月に策定しており、住民と行政の協同のまちづくりということで推進をいたしているところです。SDGsと重なる課題が多々ございますので、今後、総合計画と併せま

して推進してまいりたいと思いますので、御理解をいただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 副町長、自ら御答弁を頂きましてありがとうございます。このSDGsの取組、今回は環境問題について質問させていただきました。項目が17ございます。第1に、貧困をなくそう。2番目は、けがをゼロに。3番目は、全ての人に健康と福祉を等々。ジェンダー平等を実現しよう。エネルギーをみんなに、そしてクリーンに住み続けられるまちづくり。陸の豊かさも守ろう。海の豊かさも守ろう。平和と公正を全ての人に、とたくさんございます。是非、この部分においても町として取組を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（森彪君） 次に、10番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長の許可を頂きましたので一般質問を行います。なお、理事者には、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、災害に強いまちづくりについての質問です。3.11東日本大震災、福島原発事故から8年になりました。福島原発事故で住み慣れたふるさとに帰れない人たちが5万2,000人もいます。今なお大きな傷跡が残っています。大阪北部地震（震度6弱）が発生し、死者4人、負傷者約430人で、住宅被害は約2万6,400棟を超えております。熊本地震（震度7）は死者69人、家屋の全、半壊、一部損壊が14万棟に及ぶ大災害となりました。ここは、私ども議会で視察研修に行つて非常に大変な状況を目の当たりにしてまいりました。

災害予防対策の要は、とにかく人命を守ることです。家屋の倒壊を防ぐことが重要です。この点で、住宅の耐震化は大変遅れています。平成25年住宅、土地統計調査によれば、住宅の耐震化率は全国平均で82%、本町は77%と5ポイントも下回っています。平成32年度末時点で、耐震化率を100%の目標達成を目指していますが、本町として住宅の耐震化率をどのように向上させるのか伺います。なお、公共施設でまだ、耐震化を済ませていない未実施のところがないのかどうかお尋ねします。なお、耐震診断、耐震改修事業の状況調査を資料提出でお願いして

おります。今日提出されておりますので、これに基づいて答弁をお願いします。

まず、1点目です。耐震診断の費用3,000円がいます。この負担を無料化にすることを要望します。なぜかと言いますと、平成12年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を速やかに実施していくためにも無料化にすることで、町民の皆さんが耐震診断を受けやすくする状況を作っていくことが非常に重要でないかと思えます。

2点目です。耐震改修の費用がないために改修ができない町民に対する対応、改修支援事業費の増額をすることを要望します。徳島県における木造住宅耐震改修支援事業の工事費の平均は、県の調査によりますと平均で1件207万円程度です。このようなことから現在最高110万円といういわゆる補助金です。この補助額をもう少し上げるといふことが必要だと思えます。今日の資料の中にも耐震診断結果が1.0未満と診断された木造住宅が28戸あります。この点で、住宅の状況が、その後どのようになっているのか。調査結果があれば併せて伺います。

3点目です。住宅リフォーム助成制度の創設です。これは、地域経済を活性化をしていく非常に重大な制度でございます。今まで数回、この議会でも取り上げてまいりました。そして、町内の建設組合からも毎年、住宅リフォーム助成制度を作っしてほしい。このような要望が毎回申し入れとして行われています。だが、どうも財政難を理由にこの制度を実施をするような状況にはなっていません。

隣町の北島町の紹介をします。条例の中で、このような記載がされています。町内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う者に対し、補助金を交付することにより、住宅環境の向上に資するとともに、町内の消費活動及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

改修工事、老朽化、災害、その他住宅の機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改造及び設備改善をいう。このように工事の内容も明確にしています。そして、施工業者は、町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者が行うとこのように明記しており、地域経済活性化を図る目的として実施しており、毎年町民の皆様からも大変喜ばれています。これらのことにつきましても答弁をお願いします。

水道事業についてです。基幹管路の耐震適合率藍住町11.6%を22年度末までに全国平均で50%以上に引き上げる目標を掲げています。この点で、本町で必要な予算額はどれくらいいるのか。この50%以上に引き上げていく年次計画についてお伺いします。なぜ、耐震適合率50%以上に引き上げる意義も含めて答弁を

願います。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） それでは、林議員の災害に強いまちづくりについて、御答弁させていただきます。まず、町として木造住宅の耐震化をどのように向上させるのかについてであります。本町の耐震改修促進計画では、平成32年度末時点で、耐震化率を100%にすることを目標としております。昨年10月に実施された住宅土地統計調査の結果はまだ出ておりませんが、住宅の耐震化は遅れているものと思われまます。耐震化向上の取組としては、耐震診断を受けた建物で、改修工事が必要とされた建物の所有者に対しまして、工事を促す通知を送付するとともに、電話による働き掛けも行っております。また、広報、ホームページでの周知や、防災訓練時において、木造住宅の耐震化に関する相談コーナーを設けるなど、制度の周知や防災意識の啓発に努めており、今後も、取組を続けてまいりたいと考えております。

次に、公共施設で耐震化未実施の施設につきましては、防災拠点となる公共施設等に限れば取壊し又は用途廃止予定の施設を除き、女性センターが未実施であり、耐震化率は97.7%となっております。

次に、耐震診断改修事業の状況ということで説明を求められましたので、本日お配りをしてございます資料の中の3の耐震診断改修事業の状況ということで御説明させていただきます。この中で、合計で説明させていただきますと木造住宅耐震診断支援事業が571件、耐震診断結果が1.0未満と診断された木造住宅は28件、木造住宅耐震改修支援事業で改修を行った住宅が61軒、住まいの安全・安心なりフォーム支援事業では22件となっております。

次に、耐震診断費用の無料化につきましては、現在、耐震診断費用4万円の内、自己負担3,000円をお願いしております。住宅の耐震化は、個人の資産形成につながるものであり、ある程度の自己負担はしていただく必要があると考えております。

次に、耐震改修の費用がないために改修ができない方の対応につきましては、住宅金融支援機構の耐震リフォーム融資を御案内することで、負担の軽減につながるものと考えております。

次に、耐震改修支援事業の増額につきましては、今年度から補助金の上限額を増

額しております。具体的には、本格改修である耐震改修支援事業は、上限100万円から110万円へ、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業は、上限53万3,000円から60万円へそれぞれ増額しております。この補助額は、県内市町村で標準的な額となっており、財政的な面からも、現状は県が示す標準補助額から大きく超過した増額は難しいと考えております。先ほど、1.0未満で診断された木造住宅の耐震改修の結果でございますが、一部は改修のほうはされておると思いますが、現在のところ数値の把握はしておりませんので、御報告させていただきます。

次に、住宅リフォーム助成制度につきましては、住環境の改善とともに、地元業者等への発注により、地域経済の活性化や雇用の創出にもつながるものと考えられます。しかしながら、本町では、木造住宅の耐震化が遅れていることから、耐震化を優先させることとし、木造住宅耐震化促進事業の住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を継続することとしております。現在のところ、耐震化を伴わない住宅のリフォーム助成制度を実施する予定はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 森上下水道課長。

〔上下水道課長 森隆幸君登壇〕

◎上下水道課長（森隆幸君） 林議員さんの御質問のうち、水道事業について答弁をさせていただきます。

耐震化率の向上については、これまでも答弁させていただいているとおり、町としても重要な課題であると考えております。しかし、平成20年に耐震基準が見直され、本町が平成15年頃までに布設したものは、現在の基準では耐震性がないと判定されることから、耐震化率を上げるためには、ほとんどの配水管を布設替える必要があります。このうち、町が基幹管路として分類している直径150ミリ以上の配水管を更新し、耐震適合率を50%にするだけでも20億円程度掛かると試算されております。町としては、このような現状を踏まえ、平成29年度に安定的に事業を継続していくための中長期計画として投資の試算と財源の試算を行い、投資以外の経費も含めたうえで、収入と支出が均衡するように調整した収支計画を平成39年度を目標年度として策定しております。その中で、配水管の更新については、より耐震性の低い石綿管の布設替えを優先し、平成39年度の基幹管路耐震適合率目標を20%と設定しており、当面はこの目標に向け更新を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁と

させていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁をいただきました。住宅の耐震診断、耐震改修の意義は非常に理解をされているわけですが、根本的なところは予算の問題ということでありました。その点で、幾つか他町が実施をしていることにつきまして紹介いたします。先ほどの答弁では、耐震改修等資産の形成につながるという答弁でございました。このような答弁が全ての自治体が同じような考えで行政が運営されているかということとそうでもないようです。紹介します。

1、耐震診断の費用3,000円負担を無料化にしている自治体は、徳島市、鳴門市、吉野川市、三好市、勝浦町、石井町、松茂町、北島町の8つの自治体が行っています。藍住町で無料化を行った場合の財源は、40戸で12万円あればできるとこのこととあります。

2、耐震改修です。改修支援事業費の増額上乗せ補助額として幾つかの自治体が行っています。三好市が40万円、上勝町が30万円、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町が20万円、吉野川市、勝浦町、板野町が10万円ということとあります。財政状況が厳しいということが、言われてきましたけど人命に変えられない。町民の皆さんの人命を守っていくという立場で再度検討してください。住宅のリフォームの問題もそうでございます。他町でこの制度を利用している自治体がたくさんございます。その点もよく調査をして研究していただきたい。今までの答弁では、説得力が残念ながらございません。そのことを申し上げておきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 林議員さんの再問について、御答弁いたします。

まず、耐震改修、耐震診断の費用無料化についてでございますが、本町では、減災や住民の命を守るという目的で行われております耐震関連事業を優先させる事としておりまして、現在のところ耐震化を伴わない住宅のリフォーム助成制度については予定しておりません。以上です。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので、そのような考え方であるという

ことを再度認識をいたしました。

2つ目の質問です。町営住宅の管理についてです。貧困と格差が大きく広がりました。暮らしが本当に大変な社会です。2014年に千葉県銚子市の県営住宅で、家賃滞納のために強制退去となった母親が無理心中を図り、中学2年の娘を殺害する事件がありました。「家がなかったら生きていけない」と思いつめた結果ですが、母親は家賃だけでなく国保料も払えず、市役所に国保料の滞納問題や生活保護の申請の件で相談に行っています。その相談が解決しないままに事件が引き起こされました。

生活保護の申請や国保料の減免、家賃の減免等の対応がなされていれば、娘さんが命を落とすことはなかったと思われれます。このような痛ましい事件が再び起きないように自治体は真剣に考えなければなりません。

私は、過去に町営住宅の問題点を取り上げてきました。町営住宅の家賃の滞納、減免制度についてお伺いします。なお質問事項について資料請求をしましたので、答弁は資料説明で分かりやすくお願いします。

1点目、町営住宅の入居状況と住宅政策についてお伺いします

2点目、町営住宅の家賃滞納について、家賃の滞納理由と滞納整理状況はどのようになっているかお伺いします。

3点目、家賃の減免制度利用状況はどうなっているのかお伺いします。

4点目、入居するとき保証人が必要となっているが、現在入居者にもこのような保証人の制度を適用しているのかどうか伺います。

5点目、町営住宅の清掃管理について伺います。この点は、町民の方からも苦情と改善の要望がなされています。具体的に申し上げますと、各団地の空き住宅が大変目立つようになりました。住宅は、雑草が生え茂っています。さらに空き住宅のポストは古いチラシが一杯入ったままです。

11階建ての中富団地では、廊下の通路はごみだらけで汚く郵便受けには、チラシが一杯たまっています。このような状況の中で、空き住宅は住宅管理者の責任としてどのように清掃等行うのか、その対応についてお答えください。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、林議員さん御質問のうち、町営住宅の管理について答弁させていただきます。

最初に、町営住宅の入居状況と住宅政策についての御質問でございますが、資料の請求がございまして、お手元の資料で提出させていただいたように町営住宅については、平成31年度現在の入居状況は管理戸数541戸のうち、317戸が入居しており入居率は58.60%となっております。各団地につきましては、資料で提出をさせていただいたとおりの戸数となっております。よろしくお願いたします。

また、住宅政策については、町営団地は10団地あり、昭和40年から平成5年に建設されたことから、町営団地の大部分が老朽化し、現在、乙瀬、安任北、江ノ口団地を除いて、空き家政策を推進しているところでございます。また、本年度は家賃徴収事務に重点をおいて、滞納整理を進めており、戸別訪問により納付相談をして、徴収率の向上に努めているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、町営住宅の家賃滞納についての御質問でございますが、平成31年2月末日現在の納期到来分については、現年度分が調定額4,501万3,589円に対し、収入済額3,934万8,493円で徴収率は87.41%となっております。また、過年度分については、調定額9,349万6,569円に対し、収入済額503万4,840円、徴収率は5.39%となっております。また、資料の提出をさせていただいておるようにより年度別の滞納世帯の割合については、お手元の資料のとおりでございます。平成26年度については、80世帯、21.56%。減免世帯はございません。平成27年度は81世帯、22.50%。減免世帯はございません。平成28年度は84世帯、24.56%。減免世帯はございません。平成29年度は80世帯、25.23%。減免世帯はございません。平成30年度、78世帯、24.61%でございます。昨年度の平成29年度の現年度につきましては、調定額が5,105万6,392円で滞納額が892万1,343円で徴収率が82.53%となっております。

続きまして、家賃の滞納理由と滞納整理状況についての御質問でございますが、家賃の滞納理由については、支払い能力を有しているにも関わらず支払い義務を軽視している、いわゆる悪質滞納者の増加によるものと考えられます。

また、滞納整理状況については、生活環境課において、平成30年7月末から徴収事務を強化し、督促状及び催告書送付のほか、滞納者への臨戸訪問を行い、経済状況の把握と併せて納付誓約書により、今後、履行していただくよう納付指導を行

っております。また、臨戸訪問等で生活に困窮していることが判明した場合は、福祉部局と連携した支援を実施しております。一例として、社会福祉協議会が実施している生活困窮者自立支援制度による就労支援、家計指導の活用を促し経済的に自立できるよう支援を行っております。また、就労が難しいなど自立の目途が立たない世帯については、生活の支援制度の活用を進めております。

徴収事務の実績としまして、今年度と前年度の2月末日現在の収入済額を比較したところ、現年度分については、今年度が、収入済額3,934万8,493円。徴収率は87.41%。前年度が、収入済額3,823万1,949円。徴収率は81.57%となっており、比較しますと、収入済額は111万6,544円の増収、徴収率は5.84%の向上となっております。また、過年度分については、今年度が、収入済額503万4,840円、徴収率は5.39%、前年度が、収入済額187万8,600円、徴収率は2.17%となっており、比較しますと、収入済額は315万6,240円の増収、徴収率は3.22%の向上となっております。

なお、滞納者に対して、先ほど、答弁したとおり様々な支援を行っているところではございますが、それでも納付への誠意のない悪質滞納者や生活実態のない者には法的手続きを念頭に置いた対応により、弁護士との協議の上、明渡し訴訟を実施する方針で進めているところでございます。

次に、家賃の減免制度利用状況と減免申請したときに減免の理由により家賃の減額が違ふと思うが、内規で減免率を定めているのかと所得が低く家賃の支払いができていない入居者に対する減免制度の検討はされましたかについての御質問でございますが、町営住宅の家賃については、毎年、年度末までに収入申告書を提出していただき、翌年度の家賃を決定しているところあり、家賃の額については、所得に応じて決定をしておりますので、減免等については適用をしておりません。なお、入居者の収入が、著しく低額となった場合は、納付相談時に、聞き取り調査を行い、状況に応じて、生活困窮者自立支援制度による支援や生活の支援制度の活用を進めて、対応をしておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、入居するときに保証人が必要となっているが、現在入居者にも適用しているのかについての御質問でございますが、藍住町営住宅設置及び管理に関する条例第12条で規定されており、現在では、連帯保証人を2名設けていただくこととなっております。連帯保証人の取扱に関しては、県営住宅についても、現在検討中とのことですので、今後、県や他市町村の動向を確認しつつ、検討してまいりたいと

考えております。

次に、町営住宅の清掃管理についての御質問でございますが、清掃管理について、入居中の部屋については入居者の方に管理をしていただき、共用部分及び空き部屋については、町が清掃管理を行っております。しかし、空き家政策により年々空き部屋が増加しており、町としても維持管理コストの増大が課題となっているところです。入居者の居なくなった棟の解体などの対策を行い、今後より一層、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 詳しく答弁をしていただきました。滞納をなくすために臨戸訪問を行っているということで、今の状況の中で精一杯頑張っていると思います。家賃の減免制度について、答弁がありました。家賃の減免世帯が1件もありません。この中で家賃の滞納、減免世帯の定義付けが明らかになっていますので国の方針もきちんと理解をして適応していただきたい。今回、自治体の公営住宅の管理条例が改定されたわけです。まず、保証人の規定が削除されました。この点については、国交省の住宅局長の説明では、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換するべきと考えられると。このため本条例から保証人に関する規定を削除したと。入居者の条件では、国税、地方税を滞納していない者であること、この記載も削除されました。これは、住宅に困っている低所得者に対する大きな改善点です。これは、他町の動向でなく国の方針として理解してもらったらいいいのではないかと。もう一つ家賃の減免、徴収猶予の説明中に民生部局との十分な連携を追記されました。少し紹介をします。主な改正で、家賃の減免又は徴収猶予の説明中に民生部局との十分な連携を追記されました。

民生部局との連携、家賃減免の適切な対応を明確にした背景には、先ほど紹介しました、母子心中未遂事件の痛恨の教訓があります。家賃の減免を適用し、民生部局と十分連携していれば、このような痛ましい事態を防ぐことができたといえます。この事件の2か月後に国交省が都道府県に対し「滞納家賃の徴収における留意事項等について」という国の通知を出しました。通知を要約すると「著しく所得の低い

世帯、高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯、父子世帯、子育て世帯など民生部局と連携し生活保護をはじめとする居住安定のための支援策を講じること」となっています。町営住宅の入居者の月額所得を見れば全ての入居者が対象になっています。家賃の滞納について、やむを得ず家賃を払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減を講じることなどを示されています。ですから悪質滞納者以外につきましては、こういうところをきちんと流用する必要があるのではないかと思います。明渡し等についても答弁がありました。ここも支援策をどのように町営住宅の入居者に生かすのか、根本問題として問われています。私はもう少し住んでいて良かったと言える藍住町にするための住宅の管理規則の対応等について前向きに国の方針に従って行ってほしい。この点については、答弁ありません。

3点目でございます。10年概成に向けた効率的な汚水処理施設整備を国土交通省が平成30年11月30日に出しました。国の方針を受けて、とくしま生活排水処理構想2017が作成されました。藍住町下水道戦略はどうなるのか。汚水処理構想の見直しについて伺います。

資料請求をしましたので、質問事項について資料で分かりやすく説明をお願いします。

1、下水道事業と合併浄化槽事業の比較検討が必要でないかと思われます。今後の汚水処理を下水道と合併浄化槽のどちらを優先するのか。費用対効果を知るために作成していただきました。

2、汚水処理構想見直しについて、本町としての対応について伺います。

3、下水道事業を縮小しても町からの2億円の繰入金は継続するのか伺います。

平成31年度の藍住町下水道事業特別会計の歳入予算は、3億9,800万円です。町からの繰入金が2億円、歳入の半分以上占めています。

4、下水道は敷地内配管と使用料の負担が大きいので、下水道に接続する割合が低いのではないかと思われます。ますの設置1,084基に対して接続554基で51%です。接続数が低い原因についてどのように考えておられるのか答弁をお願いします。

5、前議会でも質問しました。し尿、浄化槽汚泥を下水処理場に投入し、下水処理場と、し尿処理場の二重投資を避け、水処理施設の効率的な運用、連携を目指す計画はその後どのようなになっていますか。

6、汚泥処理の再生利用はどのようなになっているのか。状況と計画について伺い

ます。

7、合併浄化槽の転換補助増額を過去の議会でも要望してまいりました。再度要望します。以上の質問に答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 森上下水道課長。

〔上下水道課長 森隆幸君登壇〕

◎上下水道課長（森隆幸君） 林議員さんの御質問のうち、下水道事業について答弁をさせていただきます。

まず、下水道事業と合併浄化槽事業の比較検討及び汚水処理構想の見直しについてであります。具体的な数字については、資料請求の回答を参考にさせていただければと思います。

平成26年1月30日付け農林省、国交省、環境省合同による「持続的な汚水システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」の通知に基づき、全国的に見直しが行われ、本町においても平成28年6月に藍住町汚水処理構想の見直しを行い、概要については、同月の全員協議会において説明申し上げたところです。この見直しの中で、改めて集合処理、個別処理について比較検討を行いました。集合処理での整備が効率的であるとの結果を得ております。

本町としては、この結果に基づき、引き続き下水道による整備を推進する方針であります。国の平成37年度概成方針、県の「とくしま生活排水処理構想2017」の作成、鳴門市の汚水処理構想見直しなど、本町の汚水処理を取り巻く環境は、大きく変化しておりますので、今後も国、県、関係市町の動向を注視しながら、効率的に汚水処理普及率を向上させるため、多角的な視点から汚水処理方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの繰入金についてであります。繰入金には、独立採算制の原則に基づき一般会計で負担すべき経費とされている基準内繰入金と赤字補填分である基準外繰入金があります。具体的な基準については、毎年総務省から提示されますが、本町の29年度実績は、2億円のうち基準内が約1億8,200万円であり、そのうち償還元利金分約1億6,000万円の半分は、交付税の基準財政需要額に算入されているものであります。

2億円の繰入金継続についての御質問ですが、今後も基準内金額は増える見込みとなっており、4年後には2億円を超えることも想定しておりますので、事業を縮小した場合におきましても2億円の枠にかかわらず、一般会計で負担すべき経費と

して基準額に応じた金額を繰り入れたいと考えております。

次に、下水道の敷地内配管費用、使用料の負担についてであります。下水道への接続には、敷地内の排水設備工事費用と接続後の使用料が発生しますが、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する際にも下水道接続とほぼ同額の工事費用と浄化槽本体の費用を負担する必要性があり、維持費についても保守点検費や検査手数料、くみ取り料、ブローアの電気代といった費用が継続的に発生します。このことから、土地の条件や家族構成にもよりますが、一般的には初期費用は浄化槽本体の費用負担がない分、下水道への接続の方が安価であり、ランニングコストについては、同程度であると考えておりますので御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、林議員さん御質問のうち、し尿、浄化槽汚泥を下水処理場に投入し、下水処理場とし尿処理場の二重投資を避け、水処理施設の効率的な運用、連携を目指す計画はどのようなかについての御質問でございますが、現在、本町では、中央クリーンステーションの、現行の生物処理方式から下水道放流への処理方法の転換を検討しています。下水道放流とは、収集したし尿及び浄化槽汚泥を水により希釈し、直接下水道に投入することです。

現在、更新及び廃止が必要な設備の算定などの基本設計業務及び耐震診断業務を実施中であり、議員の皆様にご報告できる段階までいたっていない状況でございます。詳細な内容ができれば御報告いたしますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、汚泥処理の再生利用についての御質問でございますが、議員さんも御存じのとおり、汚泥の再生利用には幾つかの方法があり、一般的なもので、エネルギー利用、堆肥化、建築資材の3種類があります。しかしながら、汚泥の再生利用には、供給先の確保や設備整備など多額のコストが必要となるため、本町の中央クリーンステーションでは、希釈による汚泥の下水道放流が最適であると考えております。

次に、合併浄化槽の転換補助増額についての御質問でございますが、本町では、生活排水による河川など公共用水域の水質汚濁を防ぐため、浄化槽の設置者に対し、補助金を交付しております。現在、既設単独浄化槽及び既設くみ取り便所を合併処理浄化槽に転換する場合は、5人槽は33万2,000円、7人槽は41万4,0

00円、10人槽は54万8,000円の補助を行っております。さらに、既設全撤去の場合は、転換補助金に加えて9万円の撤去補助を行っております。今後は、さらに生活環境の保全と公共衛生及び汚水処理人口普及率の向上を図るために、単独処理浄化槽及びくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進しなければならないことは、認識をいたしております。平成13年度より、合併処理浄化槽が義務付けられたことも含め、新設の合併処理浄化槽に対する補助を廃止し、転換補助にその分を上乗せするように検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁をしていただきました。答弁の中には、幾つか検討するという答弁もございましたが、全体的には、まだ集合処理が有利だというふうな基本的な考え方が根底にあるのではないかと思います。この点で1点目、国は汚水処理事業の見直しについて、下水道事業優先から合併処理浄化槽へなぜ切り替えるのか、その点を詳しく分析しました。国が分析している下水道を取り巻く状況の変化が大きく変わったと。その9項目の中で1点目、地球温暖化により激化する集中豪雨。2点目、大規模地震発生危険性の顕在化。3点目、良好な水環境への回復。4点目、地球温暖化で深刻化する水不足。5点目、資源、エネルギー循環型社会への要請。6点目、老朽化施設の急増。7点目、本格的な人口減少社会の到来。8点目、中小市町村の財政状況の悪化。9点目、地域活性化への希求。このような問題点を詳しく分析されました。国が分析している下水道を取りまく状況の変化は、私が過去の議会で取り上げてきました問題点が全て含まれています。

まず地震など災害には下水道は弱いこと。災害復旧に多額の財政投資が必要になること。いつ大規模な地震が発生するか分からないし、災害に強い下水道は不可能であること。下水道の老朽化施設が急増し、多額の財政投資が必要になる。下水道は汚水処理で海へ水を流すので、地域に水がなくなる。下水道事業は、市町村の財政状況の悪化だけではありません。国の財政状況が悪化しているので、これ以上、下水道事業に多額の財政投資ができないという理由があるからです。

国は、下水道区域の見直しについて宮城県を紹介しています。旧構想と新構想で見直し効果、下水道事業で815億円を削減し、一方、合併浄化槽に115億円を増額しています。ですから、藍住町でも見直しを具体的に行い、このような比較検

討を行うべきでないかと。

3点目、藍住町の汚水処理事業の提出資料の説明がありました。具体的に計算をしました。下水道事業の財政投資です。52億3,786万円です。接続数554基です。そうすると、1基1世帯当たり945万円掛かっているということです。それから、全ての、ますの設置数1,084基が全て接続しても1基1世帯当たり483万円掛かるという状況です。一方、合併処理浄化槽の財政投資に1基当たりに使われた費用は、事業費7億909万7,000円です。設置数2,572基ですから1世帯当たり27万円。下水道事業では1基当たり945万円、合併処理浄化槽は1基当たり27万円。この点でも費用対効果をもう少し検討するべきでないかと思います。なお、全体の汚水処理事業に59億4,695万円使っています。そのうち下水道事業に52億3,786万円、88%の財政投資。汚水処理普及人口11%、合併処理浄化槽に7億909万円、12%です。汚水処理普及人口は48%。このように、費用対効果は、具体的に試算をしていただくと、こういうことでなかろうかと思います。

先ほどの御答弁で、公共下水道には維持費等には個人負担がいらないと、全くそうであります。それだけに合併浄化槽を現在使っている、また、これから加入しようとしている、この人たちにも公平な税の投資が必要でないかということも是非検討していただきたいと思います。

最後、予算の在り方です。私は、町民の皆さんの要望を議会で取り上げると、いつも財政難を理由にしてきました。だが、他の自治体で取り組んできている事業も本町でも積極的に取り組む必要があります。このことを町民は願っています。そのために財政投資と地域経済活性化の在り方を根本的に見直す必要があると思います。まず、下水道事業優先の汚水処理事業は、大幅に削減すること。合併処理浄化槽へ転換することで、浮いた財源でほかの事業に予算を回すことができます。町内18か所に及ぶ浸水地域の排水路対策や小学校、中学校の体育館にエアコンを設置できます。学校給食の無料化もできます。高い国保税を引き下げる財源も生まれてきます。今後、文化ホールの維持管理費や起債の返済など多額の支出にも対応できるとこのように考えておりますので、是非、この点を検討してください。

○議長（森彪君） 答弁いますか。もう、時間がないのですけど。

●10番議員（林茂君） 一言。

○議長（森彪君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、林議員さんの再問でございますけど、下水道の今後の方針ということで御答弁させていただきます。

まず、公共水域の汚染は、家庭の雑排水が一番の要因と言うことで御説明させていただきますが、行政といたしまして公衆の衛生を向上させるための汚水処理施設整備の重要性につきましては、十分認識をしているところでございまして汚水処理対策といたしまして、今申しましたように公共下水道と合併浄化槽という事業で現在推進しているところでございますけれども、今後の公共下水道の計画につきましては、徳島県は、やはり旧吉野川流域下水道の関係市町との協議を行いながら今後の整備計画を立てていかなければならないと考えております。

また、当町は全町が下水道区域でございまして、

〔1時間経過〕

○議長（森彪君） 林君の持ち時間は終了いたしました。

◎副町長（奥田浩志君） 答弁は続けるのですか。

○議長（森彪君） 席にどうぞ。

◎副町長（奥田浩志君） はい。

●10番議員（林茂君） 終わります。

○議長（森彪君） 次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

最初に、子ども子育て支援について伺います。本町は県下でもトップクラスに入る子育て支援に力を入れている町です。3月4日の議会の冒頭、町長の所信表明にもありましたが、10月から実施される保育の無償化の対象人数と金額はどのようになっているか。

また、ゼロ歳から2歳までの子供を在宅で育児を行っている家庭に対しては、県と連携し、一時保育や病児・病後保育、ファミリーサポートセンターなどで利用できる、在宅育児応援クーポン事業を平成31年度中に実施し、在宅育児の負担軽減を図るとのことですが、対象育児数と今後どのように取り組んでいくのか。また、

これまでは行政として、この方たちに関わってきたのか伺います。

次に、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する、子育て世代包括支援センターを設置するとのことですが、具体的にどのように設置し、取り組んでいくのか伺います。

次に、児童虐待、育児放棄の実態調査について伺います。先の西岡議員の質問に対して答弁がありました。悲惨な事案が起こらないよう関係機関と連携を密にし、予防、早期発見に努めるとのような答弁でありましたが、徳島新聞の3月3日の報道によると、児童虐待介入拒否に対応困難とのことで、2日に1年を迎えた東京都目黒区の船戸結愛ちゃん当時5歳が死亡した事件と、1月に千葉県野田市で栗原未亜ちゃん10歳が死亡した事件で、親が虐待を認めず児童相談所の介入を拒んだこと。しつけと称して暴力を振るう親に、適切な治療などを受けさせることが虐待防止には欠かせないが、現状では強制力に乏しく現場での対応は難しいとのことであった。児童相談所のような専門機関でも防げなかったことが、本町においても、いつあるかも分からないと思うが、今後どのように対応していくのか伺っておきます。

次に、保育所の待機児童対策について伺います。現在での待機児童数は何人いるか。また、10月から保育の無償化により、家庭で子供を見ている親が無料となると働きに行く方もおり、待機児童数が増えると思われるが、保育所の申込みが増えた場合の対策はどのようにするのか伺っておきます。

次に、放課後児童クラブの実情について伺います。クラブ数5の児童館で、利用人数が619人、指導員数が36名とのことですが、各児童館の利用人数と指導員数は何人いるか。また、指導員の先生の給料は、日額、無資格者が7,000円、有資格者8,100円となっているが、これは低いのではないかと思われるが、例えば、15年以上も務めている方もおります。職員のように年数によって給料が上がるようにすべきと思うがどうか。また、5つの児童館とも先生はパートであるが、やはり、正規職員を雇用すべきと思うがどうか。答弁により再問いたします。

○議長（森彪君） 昼食のため、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時47分小休

午後1時再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、一般質問を再開いたします。

先に、修正を報告しますので。

梯総務課長。

◎総務課長（梯達司君） 本日、朝、配布をしました資料の中で、林議員さんの中の資料請求の分で、一部、数字の誤りがありましたので訂正をお願いいたします。修正後の数字につきましては、お手元に、耐震診断改修事業の状況、括弧修正というものでお配りをさせていただいております。誤っていたところは、上から2行目でございます、耐震診断結果が1.0未満と診断された木造住宅の所でございますが、誤って1.0以上の数字が入っておりました。全く逆の数字が入っておりましたので、訂正をお願いいたします。正しくは、合計額は543というのが、正しい数字でございます。おわびして訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（森彪君） それでは、小川議員の質問に対する答弁をお願いします。

高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） それでは、小川議員さん御質問のうち、私のほうから10月からの幼児教育無償化についてと、ゼロ歳から2歳児までの在宅事業についてと、保育所の待機児童、放課後児童クラブの実用について御答弁させていただきます。

まず、10月から実施されます幼児教育・保育の無償化についてであります。対象人数につきましては、推計ではありますが、平成31年4月1日時点で、幼稚園で630人、保育所で220人、徴収金額といたしましては、幼稚園で年額2,300万円、保育所で年額6,900万円の金額を想定しています。

続きまして、在宅育児応援クーポン事業についてであります。当該事業は、保育所を利用せず、在宅で子育てをされている家庭の負担軽減を図る事業でございます。来年度の対象人数といたしまして、3月1日時点の推計ですが、約550人を想定させていただいております。具体的には、一定の所得要件はありますが、ゼロ歳児から2歳児を育児されている世帯に、一時預かりやファミリーサポートセンター、病児保育などに利用できるクーポン券を誕生日ごとに支給する事業となっております。

また、現在、在宅児に対するの関わりということでございますけれども、現在におきましても、在宅児の支援といたしまして、保健センターにおきます保健事業でありますとか、一時預かり事業・病児保育、また、ファミリーサポートセンター事

業などのサービス業務を提供いたしておりまして、在宅児支援に努めているところでございます。

続きまして、保育所の待機児童対策についてでございます。町内には、民間合わせて6か所の認可保育所がございます。年々、保育所の利用ニーズが高まっており、平成25年度の入所児童数は約410名でありましたが、今年度は620名にまで拡大しております。

この間、町としても、民間認可保育施設の新設や、各園における定員の弾力化など、できる限りの対応を図ってきたところでございます。平成30年4月時点では待機児童ゼロでありました。ただ、年度途中の新規申請も多く、昨年10月時点では、ゼロ歳児を中心に11名の待機児童が発生しております。

平成31年4月入所につきましては、1次募集では、希望保育所を限定する、いわゆる、家庭の都合以外は待機児童ゼロであります。現在、2次募集の調整を行っているところであります。

議員さん御指摘のように、10月からの保育の無償化が開始された際に、どの程度保育所入所希望者が増加するかは、推計し難いところですが、かなり切迫する状況になることが懸念されております。

マスコミでもよく報道されておりますように、一気に無償化することにより、都心部を中心に、受け皿づくりや保育士確保が追いつかないという状況はありますが、町といたしましては、当初予算に民間保育所の新設及び増設に係る予算を今議会に提出しており、定員の弾力化と併せて、できる限りの対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、放課後児童クラブの実情についてですが、本町の放課後児童クラブは、平成13年度より開始し、現在は町社会福祉協議会に委託し、5児童館・9クラブを開設しております。

利用児童数につきましては、平成27年度は424人でありましたが、平成28年度は457人、平成29年度は508人、平成30年度は573人と年々増加しており、平成31年度につきましては、富吉児童館は122人、勝瑞児童館は132人、奥野児童館で189人、住吉児童館で138人、西部児童館で38人の合計619人に増加する見込みとなっております。このため、町といたしましても、今年度中に、西部学童クラブの新設、勝瑞学童クラブの増設、住吉児童館の駐車場整備を行い、4月からは、単位数も現在の9クラブから13クラブに拡大することと

しており、指導員の人数につきましても、28名から富吉児童館で6名、勝瑞児童館で8名、奥野児童館で10名、住吉児童館で8名、西部児童館で4名の指導員を配備し、合計36名に増員する予定であります。

指導員の処遇改善についての御質問ですが、放課後児童クラブの指導員は、当該事業を受託しております町社会福祉協議会で募集、採用を行っております。

また、賃金につきましては、町の臨時職員に準じて支給されております。なお、町の臨時職員賃金は、一般職員の給与改定率を反映させており、平成30年度にしましては、保育士等の有資格者は月額8,000円から8,100円に、資格を有さない者は月額6,900円から7,000円に改定いたしております。社会福祉協議会においても同様の改定が行われております。先ほど申しあげましたように、指導員は社協で採用しておりますので、賃金は社会福祉協議会で決定することになりますが、社会福祉協議会は公的な性格を持つ機関であること、放課後児童クラブは保護者負担金以外は町からの委託費で運営されていることを踏まえ、町の賃金基準から乖離させてしまうことは難しいのではないかと考えております。また、放課後児童クラブの指導員につきましては、日々、御苦労されていることは承知いたしております。放課後児童クラブの運営費については、国のガイドラインでは、全体経費の2分の1を保護者負担で、残りの2分の1を国・県・市町村で3分の1ずつ負担することが示されております。しかし、藍住町においては、長年、保護者負担を月5,000円に据え置いていることから、既にかんがりの持ち出しが発生している状況にあります。クラブ数を拡大する平成31年度は、見込みではありませんが、全体経費9,400万円のうち、保護者負担金3,200万円にとどまる推計になっております。加えて、国庫補助には受入れ児童数に基づく基準上限があり、仮に正規職員として採用した場合、人件費の増加分はそのほとんどを町が負担しなければならない可能性があり、財政的に厳しいものと考えております。更に、将来的に児童数が減少に転ずることが推計されていることも踏まえ、指導員の在り方については、慎重に検討をせざるを得ないと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高田保健センター所長。

〔保健センター所長 高田和子君登壇〕

◎保健センター所長（高田和子君） 続きまして、小川議員さんの子育て世代包括支援センターへの質問にお答えいたします。

このセンターは、妊娠、出産、子育てに関する相談を行うとともに、必要に応じて保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関につなぎ、切れ目のない支援を行うことを目指すものであり、国は平成32年度末までに、全市町村での開設を目指しています。

藍住町におきましては、母子保健事業の中核を担っている保健センター内に、当該センターを開設したいと考えています。保健センターは、今年5月に藍住町総合文化ホールに移転することとしており、まずは、業務に切れ目のないよう、円滑な移行を行った後、関係機関とのネットワークや産後ケア事業等の社会資源の開発など、準備を進め、平成31年度中の開設を目指してまいります。

藍住町は出生数も多く、様々な子育て支援に取り組んでおり、藍住町で子育てを始める若い世代に、広くサービスの総合的周知を図るとともに、支援の必要な妊産婦や乳幼児については、関係機関との連携のもと、必要なサービスへのつなぎ、見守りを行うことで、妊娠、出産、子育てを安心して行えるよう、また不安を一人で抱え込まないよう、取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 小川議員さんの質問のうち、児童虐待に関して、介入が困難な場合どうするのかというような御質問かと思えます。児童虐待に関する町取組につきましては、先ほど、西岡議員さんの質問に対して担当課長が御答弁させていただいたとおりでございます。小川議員さんからお話がありましたように、しつけと虐待の線引きが難しいという課題がございまして、野田市の案件でも、東京都目黒区の案件でも、親がしつけと称して児童相談所の介入を拒み、非常に痛ましい結果になったという事実がございまして。

虐待が疑われる場合、町は聞き取り調査を行う場合もございしますが、これに協力しない場合、まずは、児童相談所に通告をすとか、後は、県警とともに介入するという事になってまいります。特に、児童虐待が深刻化する場合、また、児童の身体に著しい影響を及ぼす場合、こういうときには、一時保護や親子分離という方法がとられるわけですが、これを強制的に行う、いわゆる、措置権を有しているのは児童相談所だけでございますので、町といたしましては、こういう案件の場合は、まずは、児童相談所に通告し、連携していくことが一番の対応であると、このように考えております。

現在、国におきましては、しつけに際し体罰を加えるなどの行為で懲戒してはならない、という内容を盛り込む法改正を検討しているところをございまして、合わせて児童相談所の強化策として、親から子供を引き離す介入を担う職員と、それから、相談などの支援を行う職員に分けて、子供の安全確保を迅速に図っていくということを検討しているところをございます。

恐らく、児童相談所を持たない市町村の取組に対しても強化される方向になると思われまますので、今後、国がどういう方針を出すか、また、その動向を注視しながら、現在の取組を進めつつ、今後の体制等について、検討してまいりたいと考えております。以上をございます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。

在宅育児応援クーポン事業について、ゼロ歳から2歳児までの在宅育児を行っている数が550人とのことで、クーポンが利用できるサービスは、幼児保育やファミリーサポートセンターなどの預かりサービスなどを考えているとの答弁でしたが、これは、各市町村によって、利用できるサービスは異なると思いますが、本町においても、ほかに利用できる細かいサービスは考えているか。

次に、子育て世代包括支援センターについては、答弁がありました。先ほども5月から場所が変わるということで、前向きに取り組んでいくとのことでありましたが、特に本町は若い世代の町でありますので、本町に来て、余り知り合いのいない妊婦の方は不安と思ひます。その方たちに寄り添うような支援、行政との接点となる節目の妊娠時や出産時、更に8週間後にどんな対応を今までしているのか、伺っておきます。

また、児童虐待について、副町長のほうから答弁を頂きましたけれども、昨日ですか、テレビでお母さんが自分の子供を蹴って、蹴って、しているようなのが、放映されておりました。それを中学生の息子がSNSで放映したということで、非常に全国的にも話題になっておひます。やはり、これは、本町は、町でありますので、児童相談所はありません。先ほども副町長が言われましたように、きめ細かい調査とかそういうことについて、子供たちが、手遅れのないように取り組んでいただひたいと思ひます。

放課後児童クラブの実態について、利用人数が、今年619名ということをご答弁

頂きました。また、指導員を8名増やして36名ということですが、単純に計算すると、大体1人が17名を見ることになります。もし、この時間帯に南海東南海地震が起きたらどうするのかと。8名増やしたということですが、多い所には、もう少し先生の数を増やすことはできないか。また、多いところで180人ぐらいですか、見ている所もありますが、この100人以上の子供たちを預かっているのに、正規職員がゼロと、全てパート職員で運営しているところは余りないと思いますが、今後、前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 小川議員さんの再問に御答弁させていただきます。

クーポン事業についてですが、利用可能な子育て支援サービスにつきましては、一時預かり事業・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業・インフルエンザ予防接種・フッ素塗布事業などで利用していただく予定としています。

また、町で独自に実施する事業につきましても、このクーポン事業、利用することが可能という制度になっております。今後、利用者の方のニーズをお伺いして、ニーズに合ったサービス事業を提供できるように、事業拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、学童クラブの職員の増員という御質問でございますけれども、一応、国のガイドラインといたしまして、1クラブ当たりの定員40名で、指導員2名という定員規定になっております。その範囲内で、指導員の雇用という形で、今現在、運営を行っておるところでございます。議員さん御指摘のように、災害時での対応といったところにつきましては、普段からの避難訓練等の参加等によりまして、十分対応できますように、職員のほうの指導を図っていくように努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高田保健センター所長。

〔保健センター所長 高田和子君登壇〕

◎保健センター所長（高田和子君） 小川議員さんの再問にお答えいたします。

包括支援センターができるまでの支援について、ということだったと思いますけれども、現在も保健センターのほうで、妊娠届けを受付しておりますので、その時に、アンケートを書いていただきながら、時間を取って、町のサービスを紹介しております。その中で、保健師、助産師が必要なサービスを考えながら、ともに時間

を取ってお話する中で、この方にはこのようなサービスが必要ということを感じながら、引き続きの支援を行っています。また、その後も、パパママフェスタでありますとか、新生児訪問、乳幼児健診、育児相談などで継続して関わっていくことで、続けて関係性を深めていく支援につながっていると思います。

また、包括支援センターができましたら、これらのことをより深めていくとともに、また、福祉や教育いろいろな機関と関連づけまして、一緒に連携しながら、その方にとっての必要な支援を深めていければいいかなと思っております。以上です。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 次に、高齢者対策について伺います。本町の高齢化進行と高齢化率。また、一人世帯数は何人いるか。このような高齢者対策として生活支援事業を行っているが、その取組について伺います。

高齢者の健康づくりについて、急激な高齢化が進む中、高齢者の皆様には運動を日々の習慣にして、健康づくりと筋力アップを図ることで健康寿命を延ばし、生き生きとした生活を送っていただきたいとのことで、65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者の皆さんに対して、ゆめタウン徳島内で、一定以上の歩数をウォーキングした場合にポイントを付与し、商品券と交換できる事業や、スポーツクラブで継続的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、藍住スポーツクラブの年会費助成事業や、4月からOKスポーツクラブの温水プールを利用して行う講座利用料の一部を補助する、健康すい水エクササイズ事業を開始するとのことですが、具体的にどのように取り組んでいくか。また、それぞれの人数は何人いるのか。

次に、健康づくりで実施している、いきいきサロン、いきいき百歳体操について伺います。いきいきサロンについては、平成29年度実績として、月1回老人憩の家8か所で延べ1,019人。また、いきいき百歳体操は週1回実施し、1回当たり計70名とのことですが、元気な方を増やすためには、もっと多くの人に参加していただくのが一番と思われませんが、参加者を増やす啓発や努力はしているのか。また、最近各市町村でも取り入れている音楽療法は実施しているのか。

次に、認知症の実情と対策について伺います。平成28年4月では754名の方が認知症の判定を受けており、平成30年12月末では940名と大幅に増えています。認知症施策総合戦略、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け、新オレンジプランでは認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続け

るために必要としている。この取組で5点質問をいたします。

- 1、認知症への理解を深めるための普及、啓発。
- 2、認知症の容態に応じた適時、適切な医療、介護の提供。
- 3、若年性認知症施策の強化。
- 4、認知症の人と介護者への支援。
- 5、認知症の人にやさしい地域づくりの推進。この5つのことに対してどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、肺炎球菌ワクチンについて平成29年実績として、対象者2,010人のうち852の方が接種を受け、接種率42.4%とのことですが、定期接種を対象の期間に受けなかった人は任意接種できるが、費用が全額自己負担となっております。市町村によって助成を行っていると聞かすが、本町はどうなっているか。

次に、高齢者の健康寿命の延伸について、昨年免許証返納者は94人とのことですが、車を運転していた方が運転しなくなるとどうしても家で引きこもってしまうと思われまふ。免許証返納者や一人所帯の方に対して、買物バスの導入やタクシー運賃の補助をしてはどうか。

最後に、役場に訪れる耳の聞こえにくい方への窓口対応はどのようにしているのか伺います。

○議長（森彪君） 佐野健康推進課長。

〔健康推進課長 佐野正洋君登壇〕

◎健康推進課長（佐野正洋君） 小川議員さんの御質問の中で、高齢者対策、高齢者生活支援事業等について御答弁させていただきます。

まず、藍住町の65歳以上の人口は、2月末現在で8,395人、高齢者比率につきましては23.8%であり、10年前と比較しまして3,166人増、高齢者比率も8ポイント増加しております。

介護予防事業として行っています健康ウォーキングポイント事業、ゆめタウンと提携している事業なのですけれども、平成31年2月末現在428名の参加となっております。

また、平成31年度から計画しております、健康すい水エクササイズ事業につきましては、OKスポーツクラブの講座につきまして、30名の方を想定して事業を進めたいと思っております。

こうした事業を踏まえまして、高齢者の生活支援サービスの充実を図り、地域に

おける支え合いの体制づくりを推進することを目的に、平成30年度から生活支援事業を社会福祉協議会に委託して、実施しているところであります。具体的には、地域の支え合い推進員として、生活支援コーディネーターを1名配置しまして、各種相談を行うとともに、福祉施設の協力のもと、健康寿命チェック教室の開催や認知症サポーター講座、笑いヨガ教室を開催したところであります。

今後とも、ボランティア等の生活支援の担い手の育成や人材発掘に努めまして、地域の高齢者生活支援を支える仕組みづくりを構築してまいりたいと思っております。

次に、高齢者の健康づくりと認知症予防として実施しています、いきいきサロンにつきましては、各地区の老人憩の家9か所を会場としまして、月1回程度開催し、血圧測定の後、健康体操、その他レクリエーションを実施しており、平成29年度の参加者は、延べ1,019名であります。いきいき百歳体操につきましては、DVDを見ながら、椅子に腰掛けた状態で40分程度の運動をするもので、住吉団地集会所、名田集会所、東中富老人憩の家、ケアハウスサンガーデン凌雲において週1回開催しており、毎回15名から20名の参加をいただいております。

このほか、脳の健康教室、脳力アップ教室、元気になれる運動教室などを実施しまして、高齢者の健康づくり、認知症予防に役立てております。

音楽療法につきましては、音楽を聴いたり、歌を歌ったり、楽器を演奏したりすることで、気分転換や情緒安定面で効果があるとも言われており、医療現場や高齢者福祉施設で取り入れているところがあると認識しております。

一方で、どういう音楽が効果があるのかといったことや、趣味の要素が非常に強いことから、町としては今のところ実施しておりません。今後、ほかの市町村でどういう取組をしているか、またその効果などを研究してまいりたいと思っております。

次に、認知症の対象者数であります。平成30年12月末での要支援・要介護認定者数は1,424名で、そのうち940名が認知症の判定を受けております。認知症への理解を深めるための普及、啓発としては、毎年認知症サポーター養成講座を実施しており、平成31年2月末現在、認知症サポーターの数は2,916名となっております。

また、小学校においても、本年度、町内全小学校で認知症サポーター養成講座を実施しており、身近な問題として、児童生徒への普及、啓発に努めています。更に、

先ほど申しました、各地区の老人憩の家で実施している、いきいきサロン、4地区で実施している、いきいき百歳体操、脳の健康教室、元気になれる運動教室なども認知症予防、普及、啓発の一環として取組を行っているところでもあります。加えて、老人会や保健栄養推進員等の講習会の機会を捉えて認知症に関する講座を開催し、普及に努めております。

次に、認知症の容態に応じた適時、適切な医療、介護の提供としては、平成29年度から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行っております。

また、認知症初期集中支援チーム（サポート医・医療系専門職・介護系専門職）などで構成されたものを、社会福祉法人凌雲福祉会に設置してありまして、認知症が疑われる人に対して、認知症地域支援推進員と連携しながら、相談支援や介護サービスの検討など、きめ細やかな支援を行っております。

次に、若年性認知症は65歳未満で発症した認知症であり、仕事や家事、子育ての中心的な役割を担っている方が発症する場合もあり、本人や家族にとって非常に影響や負担が大きいものと認識しております。市町村ごとのデータはありませんが、全国では約3万8,000人の患者がいると言われております。藍住町におきましては、保健センター等に相談があった場合は、医療機関への紹介、県が若年性認知症支援コーディネーターを配置している徳島県認知症コールセンター（認知症の人と家族の会 徳島県支部）、通話料無料の若年性認知症コールセンター、毎月1回県内で開催されている若年性認知症のつどい・縁（えにし）の会などの相談機関の御案内を行い、本人や家族の支援を図っております。また、症状によりましては、介護認定の対象になりますので、そうした場合は、地域包括支援センターで相談をお受けし、どのような介護サービスが必要かを関係機関で検討してまいります。

若年性認知症は深刻な問題ではありますが、一方で、一つの自治体で専門的な体制をとることは難しく、やはり、広域のネットワークにおいて対応を図るべきものと考えており、その中で、町としても少しでも支えになるよう、取り組んでまいりたいと思います。

次に、認知症の人と介護者への支援としては、先ほど申し上げました、徳島県認知症コールセンター（認知症の人と家族の会徳島県支部）のほか、町内においても、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加でき悩み相談にも応じてもらえる、いわゆる、認知症カフェが3か所登録されており、定期的な開催が行われており、町

からも紹介させていただいております。

認知症につきましては、本人はもとより、家族への負担や影響が大きくなる場合が多く、予防のための生活習慣病対策や健康づくりを推進するとともに、認知症になった場合でも、できるだけ地域で支援を行えるよう、関係機関との連携のもと、これまで申し上げた取組を今後しっかりと推進していき、認知症の人にやさしい地域づくりを進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） もうちょっと、簡潔に答弁していただくように。ちょっと長すぎるので。

高田保健センター所長。

〔保健センター所長 高田和子君登壇〕

◎保健センター所長（高田和子君） 小川議員さんの肺炎球菌ワクチンへの御質問についてお答えいたします。

肺炎球菌が引き起こす肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっております。このため、平成26年10月より肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に追加されております。対象者は当該年度に65歳になる方及び60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に日常生活が極端に制限される程度の障がいがある方となっておりますが、5年間の特例で、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方、また、初年度は100歳以上の方も対象としており、予防接種を受ける機会の拡大が図られています。藍住町での接種者数は平成26年度から29年度までの4年間では2,788人、対象者の40.2%でした。

厚生労働省では、65歳相当の人の接種率が40%程度にとどまる現状などを踏まえ、更に平成31年度から5年間の延長を決めました。藍住町におきましても、国の決定に沿って、この5年間で接種ができていない方に対して、平成31年度から5年間の期間で、再度5歳刻みで対象者とし、予防接種の御案内を行う計画です。

この予防接種は、県下広域契約で実施しておりますので、県内の登録医療機関で受けることができます。接種費用も県内同額で、委託料8,090円のうち、町が4,090円を負担しており、今後5年間継続していく予定です。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンを、対象年度に接種できなかった場合についてですが、予防接種法での接種期間は、対象となった年度の初日から末日までとなって

おりますので、その期間に接種できなかった場合は、この制度の対象外となり、接種を希望される場合は、任意接種となり料金も全額自己負担となります。

保健センターといたしましても、御案内を行う際には、できるだけ分かりやすい封筒で、個人通知を行うとともに、保健事業計画カレンダーや広報等でも周知していく予定です。平成26年度から30年度に接種できなかった方につきましては、平成31年度から平成35年度の対象の期間に再度御案内をいたしますので、お受けいただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） 齊藤企画政策課長。

〔企画政策課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（齊藤秀樹君） 小川議員の御質問のうち、移動が困難な高齢者に対する交通手段に関する支援につきまして、答弁をさせていただきます。

人口増が続く本町にあって、高齢化率は急速に高まっており、運転免許証を返納される高齢者等も増加しています。ほかにも、移動に制約を受けている方々の日常生活における買物、通院、通学等の移動手段の確保に向けては、地域公共交通の整備方を速やかに検討する必要があります。

一方で、人の移動に関する施策については、高齢者の交通課題に限らず、まちづくりを始め、健康や教育、環境、更には、先日開通しました高速バスなどに関連する観光振興など様々な分野と関係していることから、地域公共交通全体をネットワークとして、総合的に捉えた対応が必要と考えます。全国各地域においては、このような背景を踏まえ、公共交通の在り方を地域公共交通網形成計画として策定し、その後の対策が進められています。

本町におきましても、町にとって望ましい公共交通網のすがたの指針となる計画の策定に着手するため、業務委託料を平成31年度予算案に計上させていただいたところ です。

策定に当たっては、移動特性や課題の整理など基礎調査を十分に行った上で、的確な項目を設定した住民アンケート調査を実施し、ニーズを反映した持続可能な目標が設定できるよう、また、限られた財源の中で最も効率的で効果的な交通手段を確保できるよう、丁寧な協議と検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 小川議員さんの御質問の中で、聞こえづらい方への窓口対応について御答弁させていただきます。

現在、聞こえづらい方の対応については、庁舎等の窓口には、耳マークのカードを置き、提示をされた方に、筆談で対応を行っております。保健センター、包括支援センターにおいては、これに加え、ハンディタイプの手話器を導入し、必要な方に御利用をいただいております。筆談も煩わしいと言われる方もおいでとのことでありますので、役場庁舎においても、手話器の導入を検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 時間がありませんので、次に移らせていただきたいと思います。観光産業経済振興の拠点づくりについて伺います。板野町と県が同町川端の県道沿いに建設する道の駅いたの、の起工式が10日に行われた。道の駅いたのは、板野インターチェンジから1.8キロメートル、藍住インターチェンジから2.1キロメートルの県道徳島引田線西側約4万平方メートルの私有地を町と県が買取り、200台分の駐車場やトイレのほか、町特産品の春夏ニンジンを生かした料理を提供するレストラン、地元の新鮮な食材を取り扱う産直市場、足湯などの地域振興施設を整備。災害時に備え電気自動車の急速充電器や防災ヘリポート、耐震性貯水槽を設けるとのことであるが、板野町に負けない本町の経済振興の拠点づくりをどうするのか伺います。

また、藍の町として全国に発信するための取組はどうなっているか。

農産物の付加価値を高める6次産業化への支援や取組はどうなっているか、伺っておきます。

○議長（森彪君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 小川議員の御質問のうち、観光産業経済振興の拠点づくりについて答弁をさせていただきます。

藍の町として全国に発信するための取組についてですが、まずは藍の魅力を町民に知ってもらい町内から盛り立てていきたいと考えております。そのためには、途絶えてしまった町内産の菜を復活させることが不可欠であります。藍に関する全ての工程を町内で行うため、昨年8月から地域おこし協力隊の制度を利用し、2名の

隊員が、上板町の藍師や城西高校、四国大学で、葉作りや藍建て・藍染めについて研修しています。

来年度からは、生産した葉から、藍建て・藍染め作業まで全ての工程が行える施設を、勝瑞城跡公園の一角に（仮称）勝瑞藍工房として整備する予定です。施設では、地域おこし協力隊が主体で運営し、藍に関する工程全てを体験し、学ぶことができる研修施設として活用したいと考えています。また、町内学校の藍教育への支援や住民の憩いの場として利用させることで、総合戦略にもある「“あい”でつながるまちづくり」を実現してまいりたいと考えております。

施設整備の計画地は、勝瑞城跡北側の史跡指定地外で、約2,000平方メートルの敷地です。敷地内は公園として整備されており、トイレを併設した休憩所が建設され、北側には駐車場となっていますが、駐車場を土間コンクリートに変更、一角にビニールハウスを建て、藍こなし場として整備します。そこに隣接して藍の葉を発酵させる寝床となる建物を建設予定です。また、休憩所を染め場として整備する予定です。寝床は40平方メートルほどの建物で、2,500キログラムほどの葉を作ることができる広さとなっています。

また、地域おこし協力隊の隊員について、4月から更に3名を採用し、来年度は5名で阿波藍復活に向けて取り組む予定であります。任期である3年のうちに、この施設で藍に関する全工程を学び、実践できる環境を作り、任期終了後に町内で起業できるようバックアップすることで、本町の藍文化の定着につなげてまいりたいと考えております。

このように藍の町としての地盤を固めた上で、インディゴコレクションや藍のワークショップなどのイベントで藍の魅力が発信できるのではないかと考えています。

次に、農産物の付加価値を高める6次産業化への取組についてですが、6次産業化においては、平成27年度より、愛媛県の遠赤青汁株式会社との間で、にんじんパウダーの製品化を計画し、平成28年度に藍住町にんじん需要拡大協議会を立ち上げました。その後、パウダー、フレーク、チップ等の試作品配布やレシピの募集などによるPRを行い、今月下旬には町内事業所を招いての試食会を計画しています。今後は販売部門の確立に向けて取り組んでいきたいと思っております。また、食用藍の栽培や自家農産物を使ったレストラン経営、農産物の加工販売を行うなど既に6次産業化に取り組んでいる事業者もあり、このような例を参考にしながら、新たに

取組を始める農業者に対して関係機関と連携し、支援をしていきたいと考えています。平成30年度は、とくしま6次産業化推進連携協議会に加入し、県外で開催される展示会への出展助成やバイヤーを招いての産地ツアーに参加するなど、県内で6次産業化に取り組む市町村や団体と連携してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 先般、テレビで、痩せるみそ汁、長生きみそ汁とのことで、順天堂の大学の医学部の教授が考案されたみそ汁で、1日1杯飲むことで、がん、高血圧、糖尿病、動脈硬化の予防、血圧血管年齢若返り、疲労回復の効果、便秘の改善、体脂肪率の減少、しみ、しわを予防するなどのアンチエイジング効果など、予防できる効果があるとのことで、放映されておりました。材料は、白みそと、赤みそ、おろしたまねぎ、りんご酢を混ぜれば簡単にできるとのことでした。テレビで放映された日から、全国でみそが大量に売れたと聞きました。本町には、みそを作っている会社は何軒かありますが、その方たちに呼び掛けて、6次産業化を図っていただきたいと、時間がありませんので、答弁はいただきません。やはり、テレビとかで放映されたら効果が非常に高いと、特に、健康面に対しては、非常に国民の方、皆、興味がありますので、それも検討願いたいと思います。以上で終わらせていただきます。

○議長（森彪君） 以上で通告のありました3名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

議事の都合により小休いたします。

午後1時55分小休

〔小休中に、請願2号を配布〕

午後1時57分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

本日、1件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしてお

ります。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきましては、議会最終日に審議をいたしたいと思います。

お諮りします。議案調査のため3月13日から3月24日までの12日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、3月13日から3月24日までの12日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は3月25日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後2時1分散会

平成31年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成31年3月25日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	林 茂
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	奥村 晴明
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永瀆 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪
9 番議員	小川 幸英		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
監査委員	林 健太郎
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重

建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

第1	議第1号	平成30年度藍住町一般会計補正予算について
第2	議第2号	平成30年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について
第3	議第3号	平成30年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について
第4	議第4号	平成30年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について
第5	議第5号	平成30年度藍住町特別会計(下水道事業)補正予算について
第6	議第6号	平成31年度藍住町一般会計予算について
第7	議第7号	平成31年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について
第8	議第8号	平成31年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について
第9	議第9号	平成31年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について
第10	議第10号	平成31年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について
第11	議第11号	平成31年度藍住町特別会計(下水道事業)予算について
第12	議第12号	平成31年度藍住町特別会計(水道事業)予算について
第13	議第13号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 第14 議第14号 藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第15 議第15号 常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 第16 議第16号 藍住町財政調整基金条例の一部改正について
- 第17 議第17号 藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議第18号 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第19 議第19号 藍住町介護保険条例の一部改正について
- 第20 議第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第21 議第21号 藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第22 議第22号 板野西部青少年補導センター組合からの脱退について
- 第23 議第23号 (仮称) 藍住町文化ホール等複合公共施設のピアノ購入に係る物品購入契約の締結について
- 第24 議第25号 町道の路線認定について
- 第25 議第26号 指定管理者の指定について
- 第26 議第27号 指定管理者の指定について
- 第27 発議第1号 議員派遣の件について
- 第28 請願第1号 東徳島医療センターと徳島病院の充実・強化を求める請願書
- 第29 請願第2号 奥村清明議員が辞職しない理由の説明を求める請願書
- 第30 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

- 第1 奥村清明議員に対する議員辞職勧告動議

(3) 議事日程 (第3号の追加2)

- 第1 佐野慶一議員に対する辞職勧告動議

(4) 議事日程 (第3号の追加3)

第1 佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議

(5) 議事日程 (第3号の追加4)

第1 発議第2号 東徳島医療センター及び徳島病院の充実・強化を求める意見書

平成31年藍住町議会第1回定例会会議録

3月25日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

動議が提出されておりますので、小休いたしまして議会運営委員会を開きます。

午前10時1分小休

午前11時6分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

小川幸英君ほか8名から、「奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議」が提出されました。この動議は所定の賛成者がおりますので、成立しております。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、「奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

議事の都合により、小休します。

午前11時7分小休

午前11時10分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1、「奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議」を議題とします。

地方自治法第117条の規程によって、奥村晴明君の退場を求めます。

〔奥村議員、退場をする〕

○議長（森彪君） 提出者であります小川幸英君から説明を求めます。

小川幸英君。

●9番議員（小川幸英君） 議長から提案理由を求められましたので、動議に対する提案理由を説明します。藍住町議会議長、森彪殿。平成31年3月25日。提出者、藍住町議会議員、小川幸英。賛成者、藍住町議会議員、安藝広志。同、喜田修。同、林茂。同、鳥海典昭。同、古川義夫。同、西岡恵子。同、徳元敏行。同、永濱茂樹。奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議。次の理由により藍住町議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由、3月3日矢部町議が酒気帯び運転し摘発されました。矢部議員は議会に多大な迷惑を掛けたとのことで即日議長に辞

表を提出、受理されました。これに対し、当時議長職を務めていた奥村議員はなぜ辞めないのかという町民の声が多くなっております。

また、今議会に町民からの請願書も出ております。奥村議員は、平成20年当時議長をしているときに、町民からの手紙ということで住所と名前のない手紙を取上げ西岡恵子議員の資格審査委員会を作りました。後で富吉の住民の名前が出てきましたが当時議長の奥村議員は、町民からの声だと盛んに言っておりました。そのように町民の声を取り上げていた人が今や町民の多くにどうして辞めないか、との声が多いのになぜ、辞職しないのか、また、先日の全員協議会のときに支持者が任期まで務めるようにと言ったとのことですが、今はそういう時期ではないと思います。町民から辞職勧告の署名を集めようとの声も聞きました。議会の信頼、失墜は全県下にも広がっております。議員は町民から選ばれた代表です。町政の監視役としての役目を果たしていかなければならない立場であり、しかも議会を代表する議長の立場でありながら酒気帯び運転で摘発されるということは、町議会の信頼と品位を傷つけました。松茂町の町議は潔く辞職され、今年の町議会選挙に出るとの報道がされております。本当に心から町民の信頼を回復したいのであれば即刻辞表を提出すべきと思います。これらの理由で奥村議員の辞職を勧告するものです。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

最初に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 次に、賛成者の発言を許します。

林茂君。

●10番議員（林茂君） 議長に許可を頂きましたので、奥村清明議員辞職勧告動議に賛成し、討論を行います。

奥村議員は4月15日夜、町内で乗用車を酒気帯び運転し、県警に摘発された。藍住町議会は4月27日、臨時会を開き、奥村清明議長の議長辞任後、奥村議員に対する議員辞職勧告の動議が鳥海議員から提出され、林議員と小川議員が賛成討論を行い、全会一致で可決した。

奥村議員は、全会一致で辞職勧告決議がされたのにも関わらず辞職もせず、町民から厳しい意見が出されていたので、平成30年12月議会で、奥村議員に対する再度、議員辞職勧告動議を提出者、林議員と賛成議員7人が提出をする。辞職勧告動議に小川議員が賛成討論し、反対討論はありませんでした。

臨時議会で、全会一致で可決された同じ動議に12月議会では5人の議員が奥村議員を擁護し辞職に反対をしています。私は、議会報告で奥村議員に対する辞職勧告動議の採決結果を町民の方に配布して来ました。その中で、町民からいろいろな意見を聞きましたが、一番多いのが「奥村議員はまだ議員を辞めんのか。」、「奥村議員が辞めるのを5人が反対していたな、なぜ反対したのか町民に説明せないかん。」などの声が出されており、5人の議員は説明責任があります。

矢部幸一議員が3月3日に酒気帯び運転で摘発され、矢部議員は、「町民に対して非常に言い訳のしようもないことをしてしまいまして、誠に申し訳ありませんでした。」と自分の非を率直に認めて議員辞職をしました。町民からは「矢部議員はあっさりと議員を辞めた。それなのに奥村議員はなぜ辞めんのか、町議会もしっかりせなあかんぞ。」と、怒られています。

奥村議員は、全員協議会で、なぜ議員辞職をしないのかと問われ、「支持者が議員を辞めるな、議員を続けてするようにと言われた。」と発言しています。奥村議員は、支持者の代表でなく、町民の代表ということが理解されていません。

藍住町議会議員政治倫理条例で議員の責務として「第2条、すべての議員は、町民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。」、「議員は、町民全体の代表者として、町民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し、法を遵守し、町政に関わる自らの役割及び責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心と責任をもって政治活動を行わなければならない。」と定めています。

奥村議員は、政治倫理条例に照らして議員の資格はありません。議員みんなが決めた約束事を守ることが議員の最低の条件です。奥村議員は、議長など要職を務めてきましたから他の議員の模範にならなければなりません。自らの意志で潔く議員辞職をすることを要求します。辞職勧告動議の賛成討論を終わります。以上、よろしくお願いします。

○議長（森彪君） ほかにありませんか。

西岡恵子君。

●7番議員（西岡恵子君） 議長より許可を頂きましたので、小川議員より提出さ

れた、奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議に対し、賛成の立場で発言いたします。

3月4日の徳島新聞に、町議酒気帯び、本年度2人目、「ひどすぎる」町民憤りの見出しで、県警に摘発されるという異常事態となった藍住町議会。自浄能力のなさが露呈し、住民から厳しい批判の声が上がった、との記事でした。私のところにも町内外から「藍住町はどうなっているのか」の批判の声が多く寄せられ、その中のメッセージの一つに「即辞職ただけまし、と感じた私は、感覚が麻痺しているのでしょうか？」の内容が届き、多くが、先に摘発された当時議長の奥村議員が辞職してないことに疑問符を投げかけた内容でした。

次に、藍住町議会議員政治倫理条例の目的では、「町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる藍住町議会議員が、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する政治責任を自覚するとともに、その人格及び倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、また、政治正義を喪失するような言動により議会の名誉と品位を損ねることのないよう必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。」とあります。

議員の責務として、「第2条、すべての議員は、町民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。2議員は、町民全体の代表者として、町民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し、法を遵守し、町政に関わる自らの役割及び責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心と責任をもって政治活動を行わなければならない。3議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」と定められており、御承知のとおりです。

以上、町民の声やマスコミの記事、法令遵守の立場より、奥村議員に対する議員辞職勧告動議に賛成します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） ほかにありませんか。ないようですので、これから、「奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数です。

したがって、「奥村晴明議員に対する議員辞職勧告動議」は、原案のとおり可決されました。

奥村晴明君の入場を許します。

〔奥村議員、入場〕

○議長（森彪君） 続きまして、鳥海典昭君ほか8名から、「佐野慶一議員に対する辞職勧告動議」が、提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しております。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、「佐野慶一議員に対する辞職勧告動議」を日程に追加し、追加日程第2として議題といたします。

議事の都合により、小休します。

午前11時26分小休

〔小休中に、日程配布〕

午前11時29分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第2、「佐野慶一議員に対する辞職勧告動議」を議題とします。

地方自治法第117条の規程によって、佐野慶一君の退場を求めます。

〔佐野議員、退場をする〕

○議長（森彪君） 提出者であります鳥海典昭君から説明を求めます。

鳥海典昭君。

●4番議員（鳥海典昭君） 議長より提出理由を求められましたので、動議の提出理由を朗読します。藍住町議会では、昨年4月、当時議長である奥村晴明議員が、また、今月3日には矢部幸一議員が酒気帯び運転で1年以内に2人の議員が検挙されるという前代未聞の不祥事がありました。矢部幸一議員は責任を取り、即日辞職しました。奥村晴明議員は、やがて1年になりますが、現在も議員を続けていると

いう異常な状況であります。町議会の自浄と信頼回復、議員としての自覚と行動、今後の在り方についてを協議するために全員協議会を開催するという多数の意見がある中、佐野慶一議員は酒気帯び運転をした奥村晴明議員を擁護するあまり、3月6日午後2時15分頃、森彪議長に電話で「全員協議会を開催するなら議長不信任案を出すぞ。」と恫喝してきました。佐野慶一議員の議会を私物化するような言動は絶対にあってはならないことで決して許されるものではありません。ましてや佐野慶一議員は、過去、議長に二度も就任し、現在は、議会運営委員会委員長であり、また藍住町監査委員という要職に就いている人です。そのような立場にある人の言動とはとても信じられません。この度、2人の議員が恥ずべき不祥事をおこし、町民の皆さんに失望と不信感を与え、多くの批判がある中、おわびと信頼回復に努めなければならないときに、全く逆方向へと導く行動は許しがたく看過できません。

以上の理由を持って佐野慶一議員に対し、議員辞職勧告動議を提出します。

○議長（森彪君） これから質疑を行います。質疑はありませんか

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 質疑を終わります。これから、討論を行います。

最初に、反対討論を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 次に、賛成討論を行います。

林茂君。

●10番議員（林茂君） 佐野議員の辞職勧告決議案に賛成し、討論に参加します。

1点目、佐野議員が安藝議員と鳥海議員に対する悪意に満ちた暴言です。

「ぼろった」とは、阿波弁の方言で辞書では「おんぼろ、ぼんこつ、不良品」のことを言います。ぼろったという言葉は、普通、製品や商品のことを指しており、「ぼろった」の上にどをつけ「どぼろった」と語気を強めています。これほどまでに人格を傷つける発言をする議員がいること事態が大問題です。

佐野議員は、安藝議員を建設産業常任委員会委員長に、鳥海議員を総務文教常任委員会委員長に推薦しました。信頼していたから推薦したのに、なぜ「どぼろった」と二人に対する評価を変えたのですか。その心境の変化はどうか。

私たち議員は、町民の代表として選ばれてきました。安藝議員と鳥海議員は町民の意見や要望を議会で取り上げ議会活動を行っており、尊敬のできる議員です。

私は、安藝議員と鳥海議員が自費で、熊本地震で被災された市役所を訪れ藍住町

議会の議員視察研修場所として選んでくれたことに深く感謝し、議会の一般質問でも紹介しました。このような積極的な行動こそ佐野議員は、評価すべきです。

佐野議員は、町議会議長を二回、さらに議運委員長、監査委員など重要な要職についています。議員の模範となるべき人が、二人の人格を傷つけたことは、名誉毀損に当たります。どんな言い訳をしても人道上、決して許されるものではありません。議員辞職し二人に謝罪すべきです。

2点目、佐野議員は、奥村議員の飲酒問題を全員協議会で、森彪議長が取り上げるのであれば、議長不信任案を提出すると脅しました。森彪議長は、佐野議員の脅しにも屈せず議長不信任案を出すのであれば出したらいいと即答しています。

議長として、二人の議員が飲酒運転で県警に摘発されるという町議会始まって以来の事件に対して、議会として、議員の在り方などについて、どのように対処すべきか、全員協議会で、全議員の意見を聞き解決の方向を示すのが議長の役目です。議長が全員協議会を開催するのは、当然の任務です。議長の任務を妨害する権限は佐野議員にはありません。佐野議員は、なぜそこまでして奥村議員を擁護するのか不思議でなりません。

3点目、佐野議員は、疑問点や意見があれば議会で堂々と発言すべきです。議員としてあるまじき暴言と行為は、議会制民主主義を破壊するものです。佐野議員は自らの行為の過ちと、その責任の重大さを深く認識し、直ちに議員辞職すべきです。佐野議員の議員辞職勧告決議案に賛成し討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） ほかに討論ありませんか。

安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 議長の許可を頂きましたので、賛成の立場で討論させていただきます。3月6日森議長が佐野議員からの電話を受けたとき、私は森議長の車に乗っておりました。電話は車に接続され、佐野議員の声は車のスピーカーから聞こえておりました。佐野議員の言動は、奥村議員を擁護するために議長に対して不信任案を盾に取った恫喝であり信頼回復と議会正常化を図り、努めなければならないこのときに、我々議会と藍住町民の信託を裏切るものであります。絶対に許されるものではありません。私は、佐野議員への辞職勧告に賛成します。

○議長（森彪君） これから、「佐野慶一議員に対する辞職勧告動議」を採決します。この採決は、起立によって行います。

「佐野慶一議員に対する辞職勧告動議」に原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数です。

したがって、「佐野慶一議員に対する辞職勧告動議」は、原案のとおり可決されました。

佐野慶一君の入場を許します。

〔佐野議員、入場〕

●10番議員（林茂君） 議長。

○議長（森彪君） 林茂君。

●10番議員（林茂君） 佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議を提出します。

〔林議員、議長に動議を提出〕

○議長（森彪君） 小休をお願いします。議会運営委員会を開きます。

午前11時41分小休

〔小休中に、議会運営委員会開催〕

午後1時再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き会議を再開します。

林茂君ほか8名から、「佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議」が、提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しております。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、「佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議」を日程に追加し、追加日程第3として議題といたします。

議事の都合により、小休します。

午後1時1分小休

〔小休中に、日程配布〕

午後1時4分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第3、「佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議」を議題とします。
地方自治法第117条の規程によって、佐野慶一君の退場を求めます。

〔佐野議員、退場をする〕

○議長（森彪君） 提出者であります林茂君から説明を求めます。

林茂君。

●10番議員（林茂君） 議長から提出の理由を求められましたので佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議について。平成31年3月25日。藍住町議会議長、森彪殿。提出者、藍住町議会議員、林茂。賛成者、藍住町議会議員、鳥海典昭。同、安藝広志。同、永濱茂樹。同、喜田修。同、小川幸英君。同、西岡恵子。同、徳元敏行。同、古川義夫。それでは、提案理由を説明いたします。

佐野慶一議員は、町長が議会の同意を得て選任された議会選出の監査委員です。

地方自治法第196条に「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と定めています。

監査委員の資格は、人格が高潔で優れた識見を持っていること。「人格が高潔とは、人柄が立派で、利欲のために心を動かさないこと。」「優れた識見とは物事を正しく見分ける力。また、優れた意見。見識を持つこと。」を言います。

佐野議員に対して議員辞職勧告決議が賛成多数で可決されましたが、安藝議員と鳥海議員に対し、どぼろったと人格を傷つける暴言には、全員協議会で厳しい批判が出されたが二人に対し、佐野議員は謝罪もしなかった。奥村議員の酒気帯び運転での検挙を免罪するため、全員協議会開催するなら議長不信任案を出すぞと森彪議長を恫喝するなど。佐野議員の暴言と議会制民主主義を破壊する行為は、人格が高潔で優れた識見を持っているとは言えません。

高潔とは、精神が気高く潔いことを言います。佐野慶一議員は自らの行為の過ちと、その責任の重大さを深く認識し、自らの意志で潔く監査委員を辞職するよう強く求めます。議員の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。最初に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 次に、賛成者の発言を許します。

小川幸英君。

●9番議員（小川幸英君） 佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議に賛成の立場で発言します。佐野議員は、議長2回、各委員会の委員長も務めるなど経験豊かな議会活動を続けられてきました。しかし、3月6日に議長に対して奥村議員の酒気帯び運転での検挙を免罪にするため全員協議会を開催するなら議長辞職不信任案を出すとのことで、恫喝するということはあってはならないことです。前の石川町政時代に町民の方から質問がありました。「議会に影の町長がいるってうわさで聞くけどほんまかいな。」とのことでしたが、議員個人が町政に口出しできないはずがないと私は否定してきましたが、全員協議会で議長からの発言を聞いて、やっぱりこういうことがあったのかな、こういうことが行われていたと実感しました。議会の冒頭、町長から子育て支援、高齢者対策など、今までになかった新しい取組がなされ職員一同が一体となって町政に取り組む姿勢が示され、我々議員も、町民のための町政に取り組むべく議会改革委員会を立ち上げ、議員一人一人が研鑽し、町と一体となった取組を目指すべく取り組んでいるのに非常に残念と言わざるを得ません。ましてや酒気帯び運転で、摘発された議員を擁護するために議長を恫喝するという行為は、見逃すことはできません。私は、この動議に対して賛成いたします。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） ほかにありませんか。

安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 議長より許可を頂きましたので、賛成の立場で討論いたします。先ほど、佐野議員への辞職勧告が可決されました。辞職勧告が可決されるような方は、監査委員にふさわしくありません。私は、佐野監査委員の不信任案に賛成いたします。

○議長（森彪君） これから、「佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

「佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数です。

したがって、「佐野慶一議員の監査委員不信任を求める動議」は、原案のとおり可決されました。

佐野慶一君の入場を許します。

〔佐野議員、入場〕

○議長（森彪君） 続きまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（森彪君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、議第1号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第26、議第27号「指定管理者の指定について」の26議案について一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、鳥海総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

鳥海典昭君。

〔4番 総務文教常任委員会委員長 鳥海典昭君登壇〕

●4番議員（鳥海典昭君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから総務文教常任委員会に付託された11議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月5日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された11議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第6号「平成31年度藍住町一般会計予算について」のうち、歳入での町たばこ税が3,000万円減額となっている理由はどの質問があり、最近、喫煙する方が減ってきたということで、税収が減ったという説明でありました。

総合事務組合負担金ということで徳島滞納整理機構に439万6,000円を計上しているが、この金額は毎年同じ額か、何件滞納整理機構に出されているのか、どれくらいの効果が現れたかとの質問があり、例年それに近い金額で負担をしており、滞納整理機構には30件依頼しており徴収率については、50%の推移であるとの説明でありました。

地方消費税交付金の金額で社会保障財源化分が2億4,483万5,000円とあるが、どのような計算式で交付金にされるのかという質問があり、現在の消費税が8%であるが、その中で地方消費税は、1.7%であり、10%になった時はこれが2.2%となる。ただ、交付金という形で入ってくるのには、タイムラグが生じるため地方消費税が上がっても地方消費税交付金が入ってくるのが遅れてしまう。このため国は10月からの幼・保の無償化については、31年度に限り、別途交付金を手当することになっているとの説明でありました。

地方債の残高について、政府系から民間の銀行に借換えはできないのかとの質問があり、借換える場合は、全額の利子を償還しないといけないので二重の利子が発生するためそれについては考えていないとの説明でありました。

監査委員の報酬を上げることを検討したらどうかという質問があり、他の自治体の状況を見ても藍住町が特に低いというわけでない状況であり、なり手不足等今後そういう状況が厳しくなるようであれば他の市町村の状況も見ながら検討していきたいとの説明でありました。

学校給食費の委託料で小学校の児童、職員数が中学校の生徒、職員数と比べて約2倍であるのに委託料は約3倍の差があるのはどうしてかとの質問があり、藍住町は学校ごとに単独調理を行っていて中学校は調理場が2か所、小学校と幼稚園は5か所、また、調理員の配置基準は、単純に食数に比例していないこともあり、委託料は中学校の1食当たりの単価に幼稚園、小学校の食数を乗じたものとは差が生じるとの説明でありました。

藍の館には多くの外国人観光客が訪れているが、その方に対しての言葉の案内の充実は今後どうするのかとの質問があり、案内用のパンフレットは英語、韓国語、中国語、日本語で用意しているが、言葉での案内についてはできていないので、音声等の形で外国人の方にも分かりやすい説明ができるようなものがないか検討しているとの説明でありました。

藍の館に行くには、道を挟んで駐車場があり人や車に対して注意喚起が必要であ

るのではとの質問があり、今後建設課と協議をしながら方策を検討していきたいとの説明でありました。

町民体育館の貸出しについて使用内容を精査して貸したらどうかとの質問があり、中身について精査してお貸ししているのではなく、先着順でお貸ししているので中身について精査をしてお貸しするのは難しいとの説明でありました。

審査の結果、付託された11議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月5日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。平成31年3月25日。総務文教常任委員会委員長、鳥海典昭。

○議長（森彪君） 次に、安藝建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

安藝広志君。

〔3番 建設産業常任委員会委員長 安藝広志君登壇〕

●3番議員（安藝広志君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された5議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月6日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された5議案を上程後、小休中に付託案件である町道の路線認定についての現場を視察いたしました。

現場視察終了後、付託された5議案について関係理事者から補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

委員からの質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第6号「平成31年度藍住町一般会計予算について」のうち、町営住宅使用料の家賃収入について、どのぐらいの割合で増減があるのかとの質問があり、平成29年度は15名、平成30年度は8名の退去者がおり、年々減ってきている状況である。今後、収入申告を確認して家賃を決定するため予算については、見込額で計上しているとの説明でありました。

農業振興費のうち、青年就農給付金について質問があり、年間で最大150万円を5年間給付することができる事業で、平成25年から実施しており、現在までに7人に給付を行っている。

事業については、毎年、町や農業支援センターの方と評価をし、事業内容がふさ

わしくない場合には、給付金を中止にする場合があるとのことで、これに対して、今までに取消しになった人はとの質問では、今の時点では給付が中止になった方はいないとの説明でありました。

農地防災事業費のうち、県営地盤沈下対策事業負担金900万円の算定方法はとの質問があり、県から、平成31年度の事業予定費が1億5,000万円との案内があり、その6%が地元負担になるとの説明でありました。

地積調査事業費のうち、地積調査事業の進捗状況について質問があり、県の補助内容に併せて事業は進捗しており、今現在、奥野地域の約7割から8割が完了していると思われる。奥野地区については、後、原地区の一部、山畑地区、前川地区が残っている状況で、まだしばらくは奥野地区で掛かると説明されました。

道路橋梁総務費のうち、建設等現場業務委託料について、毎年同じような金額を組んでいるがどのように支払っているのか、また、仕事の成果はどう判断しているのかとの質問があり、藍住町建設業協同組合に5年契約で委託をしており、毎日、側溝掃除や道路の掃除等の現場日誌が上がってきている。1か月のトータルで、した仕事量に対して、県の歩掛り等を用いて精算して毎月支払いをしているとの説明でありました。これに対して、同じ業者で継続せずに、新たな方法で、町内の業者を育成するように努めてもらいたいとの意見がありました。

道路維持費のうち、江ノ口新居須線改良工事の計画はとの質問があり、道路の歩道の横に併設するL型の水路を利用して、歩道の幅員を2メートル拡幅予定で、場所については、渡辺電機から森本税理士の所までの拡幅を発注している。今後、全線拡幅したいと考えており、平成31年度も引き続き南側を予定しているとの説明でありました。

公園管理のうち、正法寺川公園、桜つつみ公園、親水公園清掃管理業務の委託料の決め方はとの質問があり、業者からの見積りを取り、契約をしているとの説明でありました。

住宅管理費のうち、安任団地の解体について、跡地の利用方法はとの質問があり、基本的には空き家政策を執っており、半分ぐらい空いた団地から解体をしている。ある程度まとまった解体ができしだい、利用について検討していきたいとの説明でありました。

中富団地共益費のうち、中富団地の入居者数について質問があり、176戸のう

ち82戸が入居されているとのことで、これに対して、駐車場の借り上げを減らすことは考えていないのかとの質問があり、まだ両方の駐車場が必要な状況で、もう少し戸数が減れば考えたいとの説明でありました。

また、中富団地は耐震改修もできていないが今後の方針はとの質問に対して、現在、使用料を滞納している悪質な方については、法的に退去していただくような計画をしている。また、5年間で返済計画を立てない方についても退去をしていただくよう、毅然とした態度で臨んでおり、空き家政策から用途廃止に向けて検討していきたい。用途廃止を行う段階で、期限を設けて退去していただくような計画を考えたいとの説明でありました。

議第25号「町道の路線認定について」は現地視察を行い、路線については問題はありませんでした。

審査の結果、付託された5議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月6日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。平成31年3月25日。建設産業常任委員会委員長、安藝広志。

○議長（森彪君） 次に、徳元厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

徳元敏行君。

〔6番 厚生常任委員会委員長 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから厚生常任委員会に付託された12議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月7日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された12議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第6号「平成31年度藍住町一般会計予算について」のうち、高齢者生活支援ハウス運営事業費について質問があり、社会福祉法人・凌雲が行っており、生活困窮者に非常に安い家賃で居住施設を提供するものであるとの説明でありました。

老人福祉センター管理費のうち、藍翠苑について建て替えの計画はどうなったのかとの質問があり、ホールの関係があるため、今すぐはできないが、できるだけ早

い時期に建て替えを進めていきたいとの説明でありました。

介護予防対策推進事業のうち、健康ウォーキングポイント事業について、現在の人数はどの質問があり、2月末現在で428名であるとの説明がありました。これに対して、人数が増えたらやめることはないのかとの質問があり、やめることは考えていない。参加者は増やす方向で考えているとの説明でありました。これについて、この事業はとても良い事業なので継続してもらいたいとの意見がありました。

また、健康すい水エクササイズ事業の内容について質問があり、OKスポーツクラブと提携し、健康すい水エクササイズの講座を利用する方に対して、補助をする予定で、1回の利用料が1,080円なので、利用者負担金を300円とし、780円の補助を考えており、現在30名を予定している。また、講座を利用される方がOKスポーツクラブに入会した場合には、入会料3,000円程度を補助する予定であるとの説明でありました。

児童福祉総務費のうち、病児保育事業委託料について質問があり、富本小児科に委託をし、風邪とか病気で保育所等に預けられないお子さんを、病院で預かってもらえる事業で、藍住町だけでなく、近隣町村の方も利用していただいております。平成29年度は1,341名、今年度は現時点で、1,066名の子供さんが利用されているとの説明でありました。

また、在宅育児応援クーポン事業の内容について質問があり、県単事業で一定の所得要件はあるが、在宅で子供さんを育児している家庭に対して、年間1万5,000円のクーポン券をお配りし、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、インフルエンザ予防接種、フッ化物の塗布等の自己負担金にクーポン券を利用していただけるとの説明がありました。これに対して、来年度当初から始めるのであれば、ある程度の周知が必要だと思うがとの質問があり、国は今年の10月から幼稚園、保育所の無償化を始める予定で、その時期に合わせて、事業の実施時期や使えるサービス、種類について検討し、早い段階で周知できるように努めたいとの説明でありました。

保育所総務費のうち、病児病後児保育事業補助金について、富本小児科で行っている事業とは別なのかとの質問があり、この事業は、通園後の体調不良による子供さんの保護という形で、別に部屋を構えておる場合に補助が出るもので、あいずみ保育園とひまわり保育園の2園で行っているとの説明がありました。これに対して、中央保育所はしてないのか、また、看護師は配置できているのかとの質問があり、

中央保育所ではこの事業は行っておらず、看護師については、どの園ともゼロ歳児を預かっているため常に配置している状況であるとの説明でありました。

ファミリーサポートセンター事業費のうち、どのぐらいの増減があるのかとの質問があり、利用希望者の方は増えているが、サービスの提供をしていただける会員の方の登録者数が伸び悩んでおるのが現状で、今後の問題点であるとの説明でありました。

子育て包括支援センター事業費のうち、臨時雇いの職種は何かとの質問があり、国の規定で専門職となっているため、保健師を考えているとの説明でありました。

予防対策費のうち、65歳以上のインフルエンザ予防接種を受けた人数はどの質問があり、平成29年度が3,289名で、40.9%。平成30年度は3,624名で、43.5%の受診率であったとの説明でありました。

西クリーンステーション管理費のうち、ごみ収集車について質問があり、これは平成11年1月に購入した車で、相当長い期間使っておるため買い換えるために計上しているとの説明でありました。

また、西クリーンステーション管理費が昨年度と比べて5,854万円も増えている理由はどの質問があり、15トンの焼却炉が2基あり、炉内耐火物の補修、ホッパーゲートの取替え、ダスト排出装置の取替え、ガス冷却室搬送コンベア修繕、灰固化設備ダスト供給コンベア修繕を行う予定であるとの説明でありました。これに対して、毎年補修でお金が掛かるが何年持つのかとの質問があり、十数年前にこの炉を改修し、改修しながら、延命措置をしながらいけば大体、約40年は使用できると考えているとの説明でありました。これについて、徳島市2市4町の広域ごみ処理施設計画に入らないのかとの質問があり、今現在、加入の計画はないとのことでした。

議第7号「平成31年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」のうち、第三者給付金について質問があり、第三者納付金というのは、交通事故等があった場合、実際は国保会計から出せないが、国民健康保険証を使われている方がいる場合には保険給付費が戻ってくるため、予算に計上しているとの説明でありました。

県交付金のうち、保険者努力支援分について質問があり、この補助金は、特定健診の受診率の増加、特定保健指導、糖尿病予防の推進、ジェネリック医薬品の推奨等、町の努力についてもらえるものであり、いろいろ考えて努力はしているが、な

かなか成果が上がらないというのが現状である。今後も医療機関等に頼みに行くなどして努力はしていきたいとの説明でありました。

また、ジェネリック医薬品の推進状況について質問があり、今、国保連合会に委託して切替えを推進している状況で、現在、藍住町は60%を超える形で、推移している。県下の平均は55%程度なので、上のほうにあるとは考えており、今後も国保連合会と協働して通知をしていき、推進は続けていきたいとの説明でありました。

審査の結果、付託された12議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月7日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。平成31年3月25日。厚生常任委員会委員長、徳元敏行。

○議長（森彪君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議を願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） ただいま、上程されております、26議案のうち、議第26号「指定管理者の指定について」を除く25議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思っておりますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、議第26号「指定管理者の指定について」を除く、議第1号「平成30年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第27号「指定管理者の指定について」の25議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 日程第25、議第26号「指定管理者の指定について」を議題とします。なお、本案については、徳元敏行君と私が、社会福祉協議会の理事をしておりますので、地方自治法第117条の規定の除斥に該当します。したがって、退席をさせていただきます。後の議事は、永濱副議長にお願いいたします。

〔森議長、徳元議員、退場する〕

○副議長（永濱茂樹） ただいま議長が退場されましたので、私が議長の職を務めさせていただきます。御協力よろしくをお願いいたします。それでは、議第26号については、常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永濱茂樹） 異議なしと認めます。したがって、議第26号、「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。森彪君、徳元敏行君の入場を許します。

〔森議長、徳元議員、議場へ入場する〕

○議長（森彪君） 日程第27、発議第1号「議員派遣の件について」を議題といたします。

本案は、お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員会から議案として提出していただいております。

これは、藍住町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるものであり、平成31年4月から平成32年3月までの議員派遣について、別紙議員派遣一覧表のとおり、議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更又は確定された場合には、変更又は確定年月日、派遣場所といたします。また、これら以外に議員派遣が必要となる場合は、その都度、手続きを行いたいと思っております。

お諮りいたします。発議第1号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長（森彪君） 日程第28、請願第1号「東徳島医療センターと徳島病院の充実・強化を求める請願書」を議題とします。なお、本日までに受理をしております請願は、開会日、一般質問日にお配りした請願文書表のとおりであります。事務局長に、請願文書表第1号を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （請願文書表を朗読）

○議長（森彪君） 請願第1号の紹介議員であります古川義夫君から、請願の説明を求めます。

古川義夫君。

●2番議員（古川義夫君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

請願趣旨、地域医療構想が全都道府県で策定され、現在、各都道府県の地域医療構想調整会議において、同構想の具体化に向けた議論が行われています。

こうした情勢のもと、平成30年2月に独立行政法人国立病院機構は、平成34年度を目途に徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合するとした「東徳島医療センター及び徳島病院の機能統合に伴う新病院に関する基本構想について」を公表しました。

重症心身障がいや結核、神経・筋疾患難病といった他の施設主体では必ずしも実施されないおそれのある政策医療は、地域医療構想における病床数削減の対象にはならないはずにも関わらず、この「基本構想」は現在徳島病院に入院されている患者の病床確保すら危ぶまれるような計画であり、それにより現在の東徳島医療センターが有する一般医療の機能すらも縮小を余儀なくされかねません。

重症心身障がい者や結核、神経・筋疾患難病は不採算医療ですが、両病院は県内だけでなく県外からも広く利用され、患者・家族から機能の充実・強化が強く求められています。不採算医療の充実・強化は、地域に根差した一般医療、地域住民から求められる地域医療を充実・強化し、健全な病院運営がなされてこそ成り立ちます。そのため、両病院においては、現在担っている重症心身障がいや結核、神経・筋疾患難病の政策医療の機能を充実・強化するためにも、板野町・吉野川市やその周辺自治体における地域医療の一端を担い、地域住民の期待に応えられる病院機能の整備を進めることが重要と考えます。

つきましては、東徳島医療センター及び徳島病院がそれぞれの地で病院機能の充実・強化を図っていただけますよう、国立病院機構理事長ならびに各関係機関への要望をお願いいたします。以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願事項、独立行政法人国立病院機構理事長および各関係機関に対し、東徳島医療センター、徳島病院を現在の地で病院機能を維持し、充実・強化を図るよう要望してください。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森彪君） お諮りします。請願第1号「東徳島医療センターと徳島病院の充実・強化を求める請願書」については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会に付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号「東徳島医療センターと徳島病院の充実・強化を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 全会一致で採択されました。

したがって、請願第1号「東徳島医療センターと徳島病院の充実・強化を求める請願書」は、採択することに決定しました。

議事の都合により、小休します。

午後1時53分小休

〔小休中に、議会運営委員会開催〕

午後2時18分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に古川義夫君から請願第1号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「東徳島医療センター及び徳島病院の充実・強化を求める意見書について」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

議事の都合により小休いたします。

午後2時19分小休

〔小休中に、日程配布〕

午後2時22分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

「東徳島医療センター及び徳島病院の充実・強化を求める意見書について」を上程し、議題といたします

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読）

○議長（森彪君） 提出者であります古川義夫君より、発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

古川義夫君。

●2番議員（古川義夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第2号「東徳島医療センター及び徳島病院の充実・強化を求める意見書」を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

東徳島医療センター及び徳島病院の充実・強化を求める意見書。独立行政法人国立病院機構は、平成30年2月に「東徳島医療センター及び徳島病院の機能統合に伴う新病院に関する基本構想について」を公表しました。東徳島医療センターは入

院病床 276 床を運営され、結核の拠点病院であるとともに重症心身障がいの専門医療施設であり、さらに包括ケア病床 60 床を含めた一般医療を担ってこられました。徳島病院は入院病床 300 床を運営され、四国で唯一の筋ジストロフィー医療施設であり、神経・筋疾患難病の基幹施設であると同時に徳島県難病医療ネットワーク事業における拠点施設として難病医療の支援体制を担い、先駆的な研究や実践を行ってこられました。「基本構想」は実質的な徳島病院の廃止であり、現在徳島病院に入院されている患者の病床確保は不透明なままです。また、それにより現在の東徳島医療センターが有する一般医療の機能縮小も危惧されています。

両病院は、重症心身障がいや結核、神経・筋疾患難病に対する医療におけるセーフティーネットとして、県内だけでなく県外からも広く利用されており、こうした機能を担う専門的な医療機関があることは、患者・家族はもとより本町にとりましても、住民が生活するうえで安心・安全につながっています。同時に、一般医療においても本町の地域医療として大いに期待するところであり、機能の充実・強化が強く求められています。

つきましては、東徳島医療センター及び徳島病院がそれぞれの地で病院機能の充実・強化を図っていただけますよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。2019 年 3 月 25 日。徳島県板野郡藍住町議会。提出先、厚生労働大臣、独立行政法人国立病院機構理事長。以上、議員各位の賛同を得まして議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（森彪君）お諮りいたします。発議第 2 号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君）異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号「東徳島医療センターと徳島病院の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決確定いたしました。

なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

○議長（森彪君）日程第 29、請願第 2 号「奥村晴明議員が辞職しない理由の説明を求める請願書」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、奥村晴明君の退場を求めます。

〔奥村議員、退場する〕

事務局長に、請願文書表第2号を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（請願文書表を朗読）

○議長（森彪君） 請願第2号の紹介議員であります安藝広志君から、請願の説明を求めます。

安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

「奥村晴明議員が辞職しない理由の説明を求める請願書」、平成31年3月3日、藍住町議会矢部幸一議員が飲酒運転で摘発され、矢部幸一氏は即日辞職しました。

去年4月には、当時議長であった奥村晴明議員が飲酒運転で摘発され、2度の辞職勧告決議が可決されておりますが、奥村晴明議員は議会に対して、また住民に対しても何の説明もなく、現在も藍住町議会議員として在籍しており、その真意は到底理解できるものではありません。

私は、藍住町に税金を納める町民として、また有権者の一人として納得できません。全国的に飲酒運転撲滅が叫ばれている中で住民の代表である議員が飲酒運転で摘発されるしかも現職議長で議会の範とならなければいけない立場にありながらの行為であり、あってはならないことです。辞職勧告決議には法的な効力はないようですが奥村晴明議員は2度にわたり辞職勧告決議を可決されても、なお議員を続けるのはなぜなのか、議会全体の信が問われています。住民に対して納得のできる説明を求めます。なお、本請願は奥村晴明議員個人に対して説明を求めるだけのものではなく、議会全体の今後の取組について説明を求めるものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君）お諮りします。請願第2号「奥村晴明議員が辞職しない理由の説明を求める請願書」については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号「奥村晴明議員が辞職しない理由の説明を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森彪君） 起立多数です。

したがって、請願第2号「奥村晴明議員が辞職しない理由の説明を求める請願書」は、採択することに決定しました。

奥村晴明君の入場を許します。

[奥村議員、入場する]

○議長（森彪君） 本請願は、議会全体の今後の取組について説明を求められておりますので、私から説明をさせていただきます。昨年4月に奥村晴明議員が酒気帯び運転により摘発され、本年3月には、矢部幸一議員が酒気帯び運転で摘発されるという現職議員の度重なる不祥事により本町議会の信頼は失墜しました。町民の皆様には多大な御迷惑と御心配をお掛けしております。これから、議員全員が、襟を正して、このようなことがないように、議会の信頼回復に向けて全力で取り組む所存でございます。具体的には、今後議会全員協議会等で協議を重ねて結論を見だし町民の皆様方に説明ができたらと思います。

○議長（森彪君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） 3月議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。今議会は、1年間の各施策に対する予算案など、住民生活に大きく関わるもの、また、これからのまちづくりに大きく関わるものなど提案いたしました議案につきまして、それぞれ所管の委員会や本会議において、十分御審議を賜り、全議案を御承認いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、会期中におきましては、議員各位から福祉や教育の問題、住環境問題や防災対策など各方面にわたり幅広い問題について、貴重な御意見、御提言を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げます。行政運営に当たっては、経済情勢や国の動向、地方財政対策を見極めながら行財政の一層の効率化を図りつつ、教育や福祉の充実、産業の振興、また、防災対策に取り組み、活力ある自立したまちづくりを、そして、安全で安心なまちづくりに推進してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、この後、総合文化ホール特別委員会では、建築現場の視察を行っていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、議会閉会に当たっての御挨拶いたします。長期間にわたり誠にありがとうございました。

○議長（森彪君） 議会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議会開会の前日、矢部議員が酒気帯び運転で検挙されました。このことについて、議会前に全員協議会を開催し、奥村議員に引き続く不祥事に対し、町民の皆様に議会としておわびを申し上げ、議会として2度とこのような不祥事を起こさないことを議員一同自粛して気を引締め、自浄努力をすることを全議員が頭を下げて町民へ謝罪を行いました。議会では、町民からの奥村議員への辞職しない理由を求める請願書、佐野議員への辞職勧告決議案が可決されました。今回の件に関して、一部の議員の議会全員協議会の開催をするなというような意見ではなく、今こそ全議員が再び不祥事なくなるように全員協議会の中で議論をすべきであります。派閥次元で考えるのではなくて、議会本来の任務であります住民の福祉向上の立場に立って考え判断して意思決定機関として、町の独断、専攻を許さない、対等の立場と地位にあるという相互に権限を均衡させ、ともに住民の福祉向上の目的のために批判し、行動すべき

であります。今後とも、議会が全員で協議し、自浄するために取り組んでいきます。
御協力をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成31年
第1回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	森	彪
藍住町議会副議長	永濱	茂樹
会議録署名議員	奥村	晴明
会議録署名議員	平石	賢治